

明治廿七年二月十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. VIII. AUGUST, 1903.

VOL. XVI.

監獄協會雜誌

明治廿七年五月刊

明治三十六年

八月二十日發行

第六卷

第八號

監獄協會發行

每月一回二十日發行

第十六卷第八號目次

第十六卷第七號目次

○論 說

●英國の感化事業 (其二) 久米金彌君

●所惑 (五月茶話會席上) 小河滋次郎君

●雜感 (第四回教務講習所に於て) 同

○訪 問 録

●高屋藩典獄の談

(四六頁)

○雜 録

●某典獄よりの來翰 (八月五日付)

●實政改良の障害は無宗教にあり 鳥取市 國 司 周 陽

●東京便

●統 計

●明治三十六年六月末日現在全國在監人員表

(五九頁)

●明治三十六年六月末日現在全國囚人刑名別

●雜 報

●東京市々谷葉鴨三監獄の拘禁囚分配 (外數件)

(六一頁)

○地方通信

●福島地方部若松地方支部主任

(六三頁)

○寄 書

●如典獄の看守教養説に就て自己の所信を述て教を請ふ 井上三千三

(六四頁)

(外數件)

○新著紹介

(七〇頁)

○敘任辭令

(七五頁)

○會 說

●犯罪に就て(承前)

○論 說

●法相清浦男爵の教務講習所に於ける演説大要

●英國の感化事業 其一 久米金彌

●習慣犯罪者を各監相互交換の議 石井澹處

○雜 録

●傍同談(前號の續)

●屬望於將來幼年監

●所謂犯罪統計の分類に就て

●小々高君の豆乳説に就て

●柴田錦川君の獄事漫言の中監獄の教誨てふ一事項に就て 横濱 山 科 拾 蘭

●東京便

●老押丁大橋萬造氏の經歷談(承前)

(三九頁)

○統 計

●明治三十六年五月末日現在全國在監人員表

●明治三十六年五月末日現在全國囚人刑名別

●漫 錄

●雜 報

(十數件)

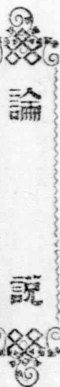
(六三頁)

(六五頁)

(六六頁)

監獄協會雜誌第十六卷第八號

(明治三十六年八月廿日發行)



○英國の感化事業 (其二)

久米金彌君

更に御話しを進めてモウ一ツ事實上に區別のない事由を申しました元來感化院は稍々固陋なる幼年犯罪者を收容するの趣旨なるに實際取扱上の變態より法律上の區別を無視することになる例へば十六未満で泥坊をした爲めに禁錮の刑に處せらるゝものは感化院に送ると云ふことが感化院法に書いてある、一面工藝院法を見る、所て實際の扱ひはどう云ふ風になるかと云ふと總て裁判官なり警察官なりの實際の扱ひはどうしても法律を寛に執行する傾きがある、尙更幼年者でありますから憫憐な情から一層寛に扱ふと云ふ傾きを生ずる、それ故に一は法律を事實上嚴重に執行しない結果から二つの間に事實上の區別が無くなつて來ると云ふことがあつて、一の例を申せば茲に一人のキヨロとして空腹さうな泥坊でもしう

な顔付きの小供が居る、それを捕へて來たとすれば事實上に於て窃盜をしたものに相違ないが、裁判官はどう云ふ論法を以て法律を適用するかと言ふと、是が若し泥坊をしたとすれば必ずや今まで泥坊と交際を結んだことがあらうと云ふ推定を下しますから、其推定上泥坊を廉として感化學校の方に送るをせずして、寧ろ窃盜と交際を結んだと云ふとを廉として他の學校工藝院に收用を命ずる、だから事實上感化院に入るべきものが裁判官なり警察署長の申渡に依て工藝院に送られてしまふことになる、又今の論法と同じ事て千八百七十六年の初等教育法に據ると適當なる親權を行ふ者……親とか後見者とか云ふやうな者が……ないために學校に通學せぬものは勸學院に入れて宜いと云ふとがある、そこで今のやうな小供が出て來ると議論の筋をモウ一步擴めて行つて泥坊と交際を結んで居るからには必ずや適當なる親權者もないであらうと云ふ推定を下し、其推定の結果から勸學院に送るとがある、豈圖んやそれは事實から行くと感化院に入るべきものである、必竟するに英吉利の法制の餘り錯雜なためであつて工藝院法を見ると工藝院に入れべき幼年者の種類を幾多並列してある……頗る細密であるが或る點が互ひに重複したり交錯したりする結果でありますが、一面には法律の錯雜なために適用を失し、一面には法律の執行方が寛にすると云ふことから今申す様な結果になる、旁々事實から言ふと折角の法律上の區別が無視せられて、感化院に入れ

べきものを工藝院に持つて行き、工藝院に入れべきものを勸學院に持つて行くと云ふ錯誤が多々ある、要するに實際の働きの上に於て法律上の區別を立てべきものが立たなくなつて來ると云ふことがある

今お話するやうに感化院法と工藝院法と初等教育法と、此三つの法律だけの適用なればまた宜いのであるが、モウ一ツ混雜を増す法律がある、それは英吉利には右の外初犯罪者考試法と云ふものがありまして、初犯罪者に對しては場合に依ると説諭だけで釋放してやると云ふとがある、又場合に依るとペイチと云ふ杖を加へて放免してしまふ條項もある、さう云ふ法律が感化院法、工藝院法より後れて出來た結果として乃ち法律上の混雜を増して來た、と言ふは事實の上に於て例へば確かに泥坊をしたいものに相違ないが今お話したやうな論法で感化院へ送らずして工藝院に送ることがあるのみならず、實際の事情を穿鑿するにモッど甚しくして事實感化院に送らるゝは三四犯者でなければ送られぬことになる、なぜかと云ふと初犯罪者考試法に依て初犯の時に捕へられれば其時は説諭で放還せられる、二度目に裁判所へ伴れられると今度は鞭つて放免せられる、三度目になつてヤツト工藝院などに入れられる、工藝院を出るか又は工藝院に居つて悪い事をして四度目に初めて感化院に入れられると云ふことになる、此の事實は特に英吉利のみのことで、日本の現況に照して視れば恐ろしい參考にはなりませぬが、兎に角さう

云ふ風に法律が錯雜して居る結果として、一には法律上の區別即ち感化院と工藝院の區別が事實上に於て無くなり、又内部の規律なり管理の方法なりそれ等の點を見ても更に區別がないと云ふ一事は諸君には記憶を願つて置きまじやう、英吉利には他の部面にも斯う云ふ變態が多々ありますが、是も一の例であります、法律上區別あつて事實上區別なしと云ふのが、四つの種類の感化學校である、

斯の如く法律上に於てこそ區別があるものの事實上に於ては更に區別がない、それ故に行政上の取扱としては據なく一種の種別法を爲して居る、即ち便宜の種別法を取て居る、其種別法は先づ以て之に收容する者の男子であるか女子であるかの區別を爲し、第二には其學校に於ける宗義を基本とし、第三には此種類の學校は職業練習を本としなければならぬから其練習すべき職業の異同に依て區別を爲し、第四にはさう云ふ學校の所在地如何に依て區別すると云ふことになつて居る、故に行政上便宜のために取つて居る區別法は、プロテスタントの爲めにする男子の學校、ローマンカトリックの爲めにする女子の學校とか、乃至は田舎に在れば農業學校とか、市街にあるものなれば市街學校とか、或は練習船……特に海員を養成する爲に船舶を設備する……乃ち所在地に依て區別するのが行政上の種別である、是は誠に變なことでツマリ法律上區別ありて事實上區別がない據なしに今のやうな區別を行政上爲して居る景況である、

それで感化院と云ひ工藝院と云ひ法律上に於てこそ區別を爲して居るが事實上其區別は必要がないであらう、是は寧ろ一の扱ひに歸した方が宜いではないかと云ふ議論が先年來盛んに起つて居るが今日迄は未だ一定の議論に至らず唯從來の扱を其儘襲蹈して居りますが、兎に角内務省に於ても早晚此名稱を法律の上から一總めにするか又は其反對で更に四種の種別と確然明定するか何とか取極があらうと思つて居ります、是て凡る四種類の學校の法律上の性質並に實際の摸樣は分り下さつたことと思ひます

續いては此四種類の學校に付て少し細かに立入つて一々お話を申して見たいのであります、先づ以て感化院に付てお話を致しませう

前申す通り英吉利は誠に妙な國であつて、法律も重ねこゝに制定して行きますから誠に見にくい、一體英吉利のやうな國の制度を研究しやうとするには特に沿革的に物を見て行かなければならぬ必要がある、依て先づ感化院に付ても其沿革の概要をお話致しませう

英吉利に於て感化院の濫觴とも言ふべきものは余程古くある、多くの學者が斯う云ふことを言ふて居りますから私も暫くそれに依て申しませう……十六世紀の初めヘンリー八世の時代に一の法律が出来ました、其法律は徒弟法と云ひますが其法律に依て五歳以上十三歳以下の兒童で往來て人家の前に立て乞食をするか乃

至はブラタを遊んで居ると云ふ者は必ず或工業の徒弟に就けなければならぬと云ふことを定めた、是が英吉利に於ける感化事業の濫觴であると云ふことを多くの學者が申します、併ながら是は濫觴と言へば全く言へぬことはありませぬが、兎に角此法は貧民救助事業に附帶して起つたもので、必ずしも犯罪豫防的の意味が主であつたと云ふことは申せませぬのであります、故に濫觴と言ふは寧ろ語弊があるかも知れぬ、マゝそれに近似したるものがヘンリー八世の時代に現はれたと云ふことが言へる、是は今から四百年ばかり前の話である

それより十七世紀となり十八世紀となりして、十八世紀の末葉に至りまして監獄改良の聲が頗る高まりしは諸君の御承知の通りであるが、扨て當時の刑罰は峻厳であるに拘はらず犯罪者は益々殖へて来る……更に犯罪が減少する傾向が見えないのみならず特に幼年の罪因が多い、而して斯く幼年の罪因の多うかつた原因を調べて視ると重なる源因が二ツある一面に於て刑罰こそ頗る峻厳であつたが惡事の性質に依ては成年者がやるより幼年者がやる方が都合の好い惡事がある、即ち殊更に幼年者を使役して惡事を働かしむる其の結果として幼年犯罪者が多數出来る、今一つは法律は其の條文にも峻嚴なるにもせよ實際之を適用するに當り婦女子や兒童には寛であつた、即ち裁判官が法律通り刑を嚴に執行するは大に止まり小兒に對しては頗る寛容に過ぎた、勿論例外にも兒童に對して嚴酷

なる刑の執行を爲したる場合もありますが、大體當時の刑は兒童に對して餘程輕かつたと云ふことは疑はない、此の二個の源因にも幼年犯罪者を増殖したる起因である、幼年犯罪者も特に夥多なりし事實は前世紀即ち千八百年代に至りても尙ほ存在せることが見へる、記録に依るに千八百十六年……其頃の龍動の人口は僅か百五十萬しかなかつた、今日は御承知の通り五百萬以上の人口がある……千八百十六年に龍動だけで幼年四即ち二十歳未満のもので半に繋がれて居るものが三千人あつた、而かも其三千人の中半分は十七歳未満である、中には九歳十歳のものである、且又其の三千人の三分の一即ち千人斗りは重罪犯者であつたと云ふやうな情況である、實に驚くべき所の多數の幼年犯罪者であつた、殊に此事實を今日の現況に照して見ると一層驚かざるを得ない譯である、試に最近の事實を申さんに千九百一年三月即ち去年の三月に終る前一ヶ年間に於て英吉利全體に於ける二十歳未満の囚徒がどれ程あるかと云ふことを見ると十六歳未満にして監獄に繋がれて居るものが平均すると百人ない、十六歳以上二十歳未満のものが合計千人ばかりしかない、詰り英吉利の全體に於ける二十歳未満の幼年囚は千百人ばかりしかないと云ふことである、三千三百萬ある人口の中に就て監獄に居る幼年囚の數が平均千人計である、さう云ふ現在の事實と今言ふ龍動一市で三千人の幼年囚があつたと云ふことを比較すれば幼年犯罪者の澤山あつたと云ふことは驚

かざるを得ない。尙又當時の監獄内に於ける取扱方はどうであるかと言ふと申すまでもない監獄内の規律も誠に亂雑である、幼年者を成年者と區別にせずして一所に置く其結果として幼年者は益々惡事を練習する、刑を以て是等の幼年囚を改まし若くは之を矯正するとか云ふが如きことはナカノノ思ひもよらぬとである、兎んや其當時の模様を顧ると古へ日本の牢名主と同じものが監獄に在つて囚徒中最も老功の者を選んで牢番即ち看守に當てたと云ふこともある、それ故に若い罪の軽い者は監獄に入つてどうかしてあゝ云ふ監獄内の王になりたいたと云ふ忘念を起して却つて惡事を助長せしめた事情もあつた、此邊の事態を管しく爰に申さぬても日本の過去の事歴には考へ合さるれば大體の御推想の附くことと思ふ、それとて一面には如此事態を顯はせる監獄あり一面には監獄改良の聲が其前から起つて居る、此二箇の事情が迫り迫りて遂に博愛家をして着目を免かれさせしめ、是は争はれぬと思ふ、即ち慈善家博愛家が相寄つて何とかしなければならぬと云ふことはどうも早く其當時に起した考である、其何とかしなければならぬと云ふことはどう云ふ方法でやつたかと言ふと、眞つ先きに起つた事業は千七百五十六年の出来た海事協會である、此海事協會で漂々浪々して居る幼年者を海員に仕立つて船に乗込ましてやらうと云ふことをやり掛けた、是が不良無頼の少年に對する救済事業の民間に起つた嚆矢である、併ながら是も純然たる感化事業とは見做しにくい

千七百八十八年に初めて博愛社と云ふものが起つた、博愛社の起りに付ては例の有名なホワードと云ふ人などが與つて力があるのであります、其博愛社の趣意は犯罪豫防の目的を以て不良少年を感化しやうと云ふのである、今お話ししたホワードなどが主となつて結社したのでホワードが彼の有名な監獄情況と題する著書を公にしたのは正さに十年後のことである、此博愛社が取も直さず英吉利に於ける感化院の鼻祖であるのであります、最も多くの年所を経即ち百年以上存続し今に尙ほ頗る良い成績を擧げて居る結社であります、機會もあれば詳細に此博愛社のお話を申したいと思つて居ります、

其後引續いて是に似寄りの制度が民間に可なり出来て來た、ホツマと民間に於ても豫防的目的を以て幼年者を收容し且是に感化を加へやうと云ふ事業が起つて來た、夫れと同時に政府の側に於ても監獄の管理の上から見ても今のやうな遣方では良くない、幼年者と成年者をゴツタに同一の規律の下に置くは良くないと云ふ、監獄の側から見たいの改良の考案も起つて來た、それでグット後れて千八百三十八年に政府でも段々考へた末幼年者のために一種の特別な監獄を拵へると云ふ議を決した、是が千八百三十八年のバークハースト法と云つて監獄上有名なる法律であります、此法の因て起つた所は幼年者と成年者を一緒に置くはいかぬ別けるが宜からう、併しなから唯別けたばかりではいかぬ一體幼年者と成年者

を同一の紀律の下に取扱ふからいかぬ。ドイ紀律の原則から變へなければいかぬ、成年者は懲戒的方法でやらうが、幼年者に對しては寧ろ豫防的、感化的の方法を取つて取扱はなければならぬと云ふのが、考案の要點で、乃ち此の原則方法を以て一つの改良をやつて見やうと云ふので、ワイトと云ふ島に監獄を造つた、是は建物まで新築した譯でもなく、其以前陸軍の病院に供せられた建物があつたのを便宜監獄に供用したのである、而してどう云ふ種類のものを此處に入れるかと言ふと幼年者を入れて成年者とは全く違つた紀律即ち感化的の原素を重んじた方法を以てこれに臨まうと云ふ趣意で申せば一種の懲治場のやうなものを拵へたのである、是は感化的原素が重きを爲して居る監獄であるが之を以て純然たる感化院と見ることは出来ぬ、日本の言葉では懲治場と見るが宜い、政府の手で國費を使つて幼年者のために別に監獄を造つたのは千八百三十八年の法律が初めてである、此パークハースト法が一面に懲治場的の監獄を幼年者のために拵へると同時に一面には亦民間に出来て居る感化院を公認することにした、其認方は國王が囚人を赦免するに當り一の條件を附する、其條件とは該囚を監獄に置く代りに前に言ふたやうな慈善的の制度即ち感化院に置く、さうして感化院に於て教育も受け其他の紀律の下に立つと云ふ條件を以てならば特赦をすると云ふ關係に於て感化院は即ち認められたのである、取も直さず感化院は監獄に代つて而かも監獄以外の紀律を以て是等赦免囚を收容して置くと云ふ條件の下に特赦を受けた幼年者だけを置くこととしたのである

右述ぶる如き認方を以て感化院を監獄の代用たらしむると同時に感化院に對して一種の權力を附與した、權力とは例へば感化院より逃走したる者は政府の監獄を逃走したと同じやうに罰することが出来る、即ち恰も政府施設のものと同等の權利を與ふることにした、尙又感化院内に於ける行跡が良くない者は特赦の效力を失ふはしむることにした、感化院制度の沿革の上から言ふと千八百三十八年の法律は政府が初めて感化院を或形に於て認めるに至つたのである、併ながら事業の性質所屬から言ふと純然なる慈善的民間の制度であつて更に政府の事業ではない、此パークハースト法に據て一種の幼年監獄が初めて開かれた其の當時には幼年囚も余程澤山あつたてゝございますが、一面に於て民間の側に於る感化院が段々發達して来る、同時に此の幼年監獄に入れるものゝ數が減つて来るやうになつて、結局パークハーストの懲治場は事實上必要がないと云ふので遂に千八百六十六年に廢してしまつた、千八百六十六年は即ち現行の感化院法の發布せられたる年でありますが事實上民間の感化院を使用すれば宜いと云ふ趣意から廢してしまつた、政府自から經營せる此種の制度はパークハースト幼年監獄蓋し其初めにして亦其終りなりと云ふことが出来る、

話があとに戻つてバークハースト法の結果として感化院に收容し得るものはどう云ふ種類のものかと言ふと、感化院に收容し得る者は現實に罪を犯し國王……（當時は申す迄もない女王であつた……）より感化院に入りて其紀律に服すると云ふ條件付特赦を得た者ならてはいかぬ、其以外のものは感化院に置きなないと云ふのが法律上の制限であつたのである、所が千八百五十四年に初めて感化院法と云ふものが出ました、是が感化院に對する法律の初めて有まして其法律は英吉利にも蘇格蘭にも双方適用する法律であつて、其規定したる重なる點は先づ總ての感化院は認可證を受けなければならぬ、且つ内務大臣の任命したる監察官の巡閱を受けなければならぬと云ふことが一つ、即ち從來全く私設のもので更に政府の監督を受けざりしものが、茲に至りて初めて政府の監督を受くことになり、第二に裁判官に十六歳未満の犯罪者に對しては感化院に入れることを申渡すことが出来る權能を與へた、而かも感化院に入れて置く時期は二年以上五年以下、殊に十四日以上禁錮刑の外にさう云ふことが出来ることと云ふことを極めた、即ち裁判所は二週間以上の禁錮刑を言渡し尙ほ其上に二年以上五年以下の感化院入りを言渡すことが出来ることと云ふ權能を與へた、第三としては國庫が此等收容者に對する全部若くは一部の費用を拂つてやつて宜いと云ふことを言ふた、今までは、純然たる私設の慈善事業であつたものを民間の人ばかりに委すべきものでない國家も是に共同して宜い故に補助しやうと云ふ大原則を極めたのである、又それと同時に感化院に入る者の父母をして一週間五シリング（日本の金にして二圓五十錢を支出させると云ふとを極めた、先づ重なる點は此四つである、故に千八百五十四年の法律が第一には感化事業は國家が幾分か關らなければならぬ國家的の性質のものであると云ふことを認め、從つて補助をやるべきものであるから政府が監督をしやう、斯う云ふ原則を此法律が極めたものである、其翌年千八百五十五年翌々年五十六年に多少此法律に改正を加へたが、大體の點に於ては改正を加へぬのである。

千八百五十七年に更に大なる改正を法律の上に加へた、此法律の内容に従前より一層進歩した所がある、但し是れは英吉利のみに適用して蘇格蘭には適用する條文でありませぬが、地方團體が感化院の設立費に幾分か支出して宜いと云ふことになつた、言換へれば感化院は初めは純然たる私設であつた、續いて最前の法律で其維持費に國庫が補助して宜いと云ふことを言ふた、今度は國庫と同時に地方團體も補助して宜いと云ふことを極めた、即ち感化の事業たるや其の性質は純然たる國家事業でない、さればと言つて人民の私の事業でもない、一個人と地方團體と國家と此の三つが共同して進らなければならぬと云ふことを極めた、尙ほ千八百五十七年の法律で取扱の上に於て一の新しい原則を現はして居る、それは從來

は裁判官が二年ならば二年、五年ならば五年間感化院に收容すると云ふことを言渡したときは其期間全部の間之を感化院に置かなければならぬのを、今度の法律の結果として若し收容期間の半分を過ぎたならば本人の行狀如何に依ては退院さして宜い、斯う云ふ權能を與ふことにした、是が豫防事業の上から言ふと一段の進歩である、もう一つは従前よりは政府の監督を嚴にすると云ふ意味を以て感化院を設置する場合には繪圖面を政府に差出して必ず政府の認可を受けなければならぬと云ふことにした、是が千八百五十七年の法律改正の要點であつて申すまでもない前から見れば一段の進歩である

尙ほそれと同時に感化院に對する監督事務は從來の監獄と併せて監獄官の司掌する所でありましたが、監獄を巡視する官吏と感化院を巡視する官吏とを一つにしては具合が悪い、元來事業其物が監獄とは懸け隔れたる一種特別のものであるから特別の技能を要するものとして別に巡閱官を置かなければならぬものとして、感化事業専門の巡閱官を置くことにした、此時に感化院巡閱官の主任を拜命したのはシドニータルナーと云ふ人で、此人は英吉利の感化事業とは離るべからざる關係を有つて居る、此人は前申した博愛社が「レッド・ヒル」に感化院を拵へて居る其院長をして居つた、英吉利で感化院のために主任の巡閱官を置かなければならぬと云ふ場合にどうしても「レッド・ヒル」の感化院長の外に適當の人がないと云ふこと

で初ての巡閱官になつた人である、此人が巡閱官になると同時に「レッド・ヒル」の感化院の書記を勤めて居つた人が監察副官になつた、此邊は英吉利の事歴を見て誠に面白く感ずるのである、日本のやうに文官任用令と云ふものに依らず技能があるとなれば何でも構はぬ直ちに伴れて來て職に就かせる職を重んじ人を重んずるの風は誠に感服すべきである、此タルナーは感化事業に刊頗る功績があつて此人の名を忘れてはならぬ

千八百六十六年に従前發布したる一切の法律を廢して新規に法律を拵へた、此法律が取も直さず現行法の根本である、勿論爾來幾多の改正變更は經て居るがそれは寧ろ細節に屬するものでは是が根本法である、此法律は英吉利にも蘇格蘭にも双方に適用せらるゝやうになつて來たのである、此法律の重なる點を申せば第一が感化院監察官を特に新設することになつた、從來は監獄局内の一科として唯主任者を置きしに過ぎざりしは監獄巡閱官と一緒にはいかないと云ふので、今度は全く之を分離し局も別設して感化院側の監察官を新規に置いた、是が行政の上から言ふと一段の進歩である、第二には監督の一の手段として感化院の管理に必要な規則を内務大臣が設立すると云ふことにした、第三には感化事業其物から言へば極めて必要のことでありますが一種新規の規定を加へた、それは今までは十歳未満の者でも感化院に入れたものを此法律と結果として十歳未満の者は感化院

に入れることは出来ぬ。十歳以上でなければ感化院入りを申渡すことは出来ぬと云ふことにしたのである、勿論是には多少例外があつて四季裁判所で言渡を受けたる者が或は前科犯があつて懲役刑か禁錮刑に處せられた者は十歳未満でも入れて宜いと云ふことがある

此法律が今申すやうに根本法であります、是と同時に一面には工藝院法を發布して、工藝院法と感化院法と相須つて犯罪豫防の一大事業を擧げる處置を取つたのであります、但し工藝院法のことは暫く跡に遺して置きます

次いで千八百七十四年……其頃はまだ、監獄が地方の管轄權に屬して居つた時分てあります、地方の監獄官廳に對して感化院を設立する費用を支出して宜いと云ふ權能を與へた、感化院の必要を認めた爲に最初には政府が補助をする、續いて地方費から補助が出来ると爲し、尙ほ續いて監獄官廳にも感化院を設立するに必要な費用は支出して宜いと云ふことを極めた、尙ほ益、感化院の設立を獎勵するために千八百七十七年に例の監獄法が出て地方官から監獄の管理を政府に取つたが、感化院の費用を支出して宜いと云ふことは保留して置いた、それを以ても公費補助の方法を以て感化院の設立を獎勵したことが分る

千八百九十二年に至りて又被收容者の取扱の上に一段の進歩を加へた、それは初めは裁判官の言渡した期間は全部收容すると云ふことであつた、次では其期間の

半分を過ぎたならば退院として宜いと云ふことを言つた、今度はそれを押擴めて感化院に置く代りにホーム即ち家庭に預けて宜い、然るべき家庭があれば其家庭に寄托して宜いと云ふことを許したのである、殊に職業に就くとか徒弟になると云ふ目的を以ての場合には感化院に置かずとさう云ふ家庭に之を寄托して宜いと云ふことを許した、是も取扱の上から言ふと一段の進歩である、翌千八百九十三年には今までは感化院に入れる者は先以て二週間以上の禁錮に處し然る後に感化院に入れると云ふ仕組でありますのを、必ずしも禁錮刑に處せぬて宜い、裁判官は任意に禁錮刑を加へ或は加へずして感化院に送つて宜いと云ふことを許した、又今までは十歳以上なれば感化院に收容して宜いと云ふのを其年齢を上げて十二歳以下はならぬと云ふことにした、又今までは感化院に置く年齢が二十一まで置くと云ふことを十九まで置くことが出来ると云ふことに極めた、又今までは二年以上五年まで置けると云ふことを其の最少限を上げた、感化院で少年を十分訓練をするには二年の期間では少ないとして三年以上五年以下とした、要するに感化院に收容すべき感化生の扱ひの上に於て頗る改良を加へたのが千八百九十三年であります、千八百九十九年即ち一昨年になつて従前は感化院に入れる前に一度禁錮刑に處した、それを千八百九十三年に禁錮刑に處すると否とは裁判官の任意にした、其結果禁錮刑を受ければ監獄に遣入つてからでなければ感化院に來ないもの

を、總て禁錮刑に處すると云ふことは應じてしまつたから今日は裁判官は直ぐ幼年者を感化院に收容するとを命ずるとが出来る、是も久しい前からどうしても斯うなければならぬと云ふ意味で議論のあつたことで終に此改正が行はれた、是も一段の進歩である、尤も場合に依ると斯う云ふことがあるのです、適當なる感化院を探す間刑を言渡して其儘置けぬから監獄に置かうと云ふことがある、どこの感化院に送らうと云ふ見別けをするに必要なる時間は監獄に置かうと云ふことは實際の上にありますが、法律上禁錮刑を加へたものでなければ收容が出来ないと云ふやうなどとはしないと云ふことにしたのであります、大体是だけの沿革を以て生れて來た今日の感化院であります、其現況如何は次回に譲ります

○ 所

(五月茶話會席上)

小河滋次郎君

今日は段々諸君の有益の御話を承りました、或は茶話會と云ふものはホンノ形式に過ぎざる無意味のもので餘り面白くない、何時もそれ程時間を費す丈のことがないと云ふ者を多い中には持つ人があるやうに聞いたのであります、先刻より段々伺つた如きお話しに就て之を味へば味ふ程益々深い趣味があるのであります

て、茶話會があればこそ斯う云ふ有益の話を聴くことが出来るのであつて、其人に依つて充分味つて見たならば實に此茶話會の非常に有益なものであると云ふことを了解が出来てあらうと思ひます、謹んで諸君の有益の御話をなすつて下さつたことを感謝致すのであります、實は本日役所に居りまして、常に職務とは言ひなから是ほど嫌やなことはないと感じて居るは我々の所管の仕事の一部である此死刑執行の印形を押さなければならぬことである、随分色々の意見も立てゝ見まするが、兎角大勢には逆抗致し兼ねまして所謂盲ら判を押さなければならぬ、即ち自分の意思に反して死刑執行の印形を押すことがありますので是れは甚だ不愉快に感ずる次第であります、今日なども實はこちらに参りまする前に死刑執行の印形を押して参りました非常に心持を悪くして居つた所である、然るに今藤澤典獄から御話のあつた通り一旦死刑の宣告を受け確定執行の間隙に至つた所の者がそれが無期徒刑に減等せらるゝことになつた、全く此恩典に浴することの出来たと云ふものは、典獄が平生注意の深い、本人に對して精しく調べられた事情を具申されましたが爲めに、大にそれが有力なる参考材料となりまして、死一等を減せられると云ふ恩典に浴することが出来たのである、今段々藤澤君の御話になりました通り實に此死刑者とか或は精神病者などは、其事實の如何に依りまして生命が助かり又刑を免せられると云ふことになる非常の關係を持つものである、

而して警察官の調なり裁判官の調なり兎角先入主となることがありまして、初めからは是は悪い事をした奴であるとか云ふ考を持つて警察官が之を逮捕し尋問する、而して其尋問したことが材料となつて裁判所に移される、裁判所でも自然それに重みを置くやうなことからして、縦令裁判官は公平無私法律に依つて判斷するより外ないと云ふもののどうしても人間であつて見ますれば先入主となることは勢い免かれぬのである、夫等の事情の爲めに多い中には随分冤罪の爲めに死刑の宣告を受けて執行せられ又精神病者であるに拘らず重い刑に處せられることが必ず多からう、是は獨り日本のみならず文明進歩の歐羅巴に於きましても其事實は澤山ある、況んや我邦などに於きましてはさう云ふ事のあり得ることは推測に雖からぬのであります、其不完全を補ふにはどうしても直接被告人に接する所の司獄官吏が注意しなければならぬのである、其注意の厚薄如何に依りましては随分人の命を助け不幸の境遇から救ふことが出来るのであります、是等に付ても拘留監などを預つて居る人の責任と云ふ者は餘程重いのである、動もすると被告人であるから刑の執行などと云ふ錯雜の仕事はない、唯逃がさぬやうに之を監禁して置けば宜いと云ふ極く輕い考を持つ人もないとも限りませぬが、拘留監だからと云つて其職責は決して單純のものではなく人權の消長には極めて大なる關係がありますから、其責任は決して囚人を扱つて居る人と少しも徑庭はないのである

どうぞ拘留監を擔當して居られる典獄は勿論教誨師なり看守なりに至るまでも此點に付ては將來一層慎重の注意を加へられ、死刑の宣告を受け確定したる者は勿論普通の被告人に對しても能く其精神狀態に付て微妙の點に亘つて平素極めて周到に視察致されたいと考へる、先頃も東北地方に於きまして或疑獄事件の爲めに死刑の宣告を受けまして遂に死刑の執行をさるゝに至つた者があります、其一件記録を能く調べて見ると、大に怪むべき點があるのである、果して典獄なども此點に疑を容れられまして精しい意見も提出されたのでありますし、又私共も頻りに心配して詮議致して見たのであります、遂に死刑の運命から之を救ふことが出来ずして執行さるゝに至つたのであります、此人間などが果して人を殺ろしたかどうかと云ふことに付ては私共が正確に判斷すると云ふことは出来ませぬけれども少くとも個人的關係を調べる……御承知の通り近頃の刑罰主義に依りますれば、唯法を事實に付て判斷するばかりではない、即ち其事實をなした所の人格に付いて精密の調査をしなければならぬと云ふ即ち犯罪と犯罪者と相俟つて充分に詮議をしなければならぬと云ふことに一般の方針が傾いて居る、然るに今御話ししました死刑の執行を受けた所謂殺人犯者、之に付ての警察官なり裁判官なりの模様を一件記録で段々調べて見ますと、何分にも唯願はれた事實のみに注意して人間を調べることの届かなかつたことが分る、少くとも監獄で其人間を長い間

拘禁して觀察調査した所では、一方に於て殺人犯と云ふことで警察官などが見ると徹頭徹尾惡い者であると云ふ各方面に向つて調査した所では惡い者である所で監獄に於て段々調べて見ますと、其人間は社會に居る間に非常な日蓮宗の疑かたまりの信者であつたと云ふ事實を確めるとが出来た、是等の事は何んでもない直ぐ分ることであらうが、小さな村落で一人抽んで、日蓮宗の信仰者で殊に疑かたまりであると云ふ人間ならば警察官の眼には始終映じて居らなければならぬ筈である、所が今申したやうに警察官が犯罪嫌疑者として擧げた以上は、總て惡い方面丈に付て調査するものであるから遂に其人間が人間としては一面に日蓮宗の非常の疑かたまりの信者であつたと云ふ事實は裁判の段々階級を経て大審院棄却に至るまで少しも裁判官の眼には觸れぬのであつた、で愈々確定して執行の指揮を請ふ時分にも司法省では其者がさう云ふ人格であつたことは知り得なかつた、所が典獄の方から色々關係書類を徴しまして調べた結果を見て初めて其人間が曾て日蓮宗の信者であつたと云ふ事實を確めることが出来た、

若も監獄でさう云ふ注意を用いなかつたら、さう云ふ性格の者であつたと云ふことは分らぬであつたらうと思ひます、所が斯う云ふ事實がモウ一步先に或は尋問中に分ることが出来たならばどうであるか、尙又モウ一步後とへ退いて警察官が其犯述を調べる時分に、一面に於て惡い方面の報告も必要であるが、其半面の

善い方の即ち宗教心でもある信念の厚い者であると云ふ事實が報告中に擧つて居りましたならば、即ち警察官の頭の中に犯罪の事實と共に犯罪の人間を調べると云ふことがありましたならば、本當の事實が裁判官の眼に觸れることが出来たと云ふ、殊に此人間は第一審に於ては無罪の宣告を受け、第二審に於て有罪になり遂に上告も棄却されて確定するに至つたのであります、さう云ふ工合に個人的關係を初めから能く調べるやうになつたら利益の判決を受けるに至つたかも知れぬ、尙ほそれを推究して考へますと、其人間は一方に佛教でも信して居る位の間であれば常識から考へて見ましてもまさか残酷なる殺人をすることはあるまいと云ふ感じを人の頭に持たせることが出来るのである、所が不幸にして其事が知れなかつた爲めに、或は其事が實事であつたかも知れぬが、精しい調べをされず全班が顯はれずして遂に死刑の判決確定を見るに至つたと言はなければならぬのである、監獄に於て其個人的關係を審かにした時分は既に晚かつたのである、併し典獄が幸に注意して色々の精しい報告があつたので、少くとも司法省の省議には上つて、一時は司法省でもそれが爲めに鄭重の審議を盡して、殆ど半年以上も経過した、所がトゥ／＼執行することにはなりましたけれども、是等も將來に於て段々當局者に於て注意が其點に向つて大に届きましたならば、一方に於て今藤澤君の言はれる通り日本に於ては随分死刑濫用の傾がある、全世界日本程濫り

に死刑を執行する所は文明各國殆ど其比を見ないのでありますが、随分其弊を救ふことが監獄官の注意に依つて出来る、御承知の通り私は死刑廢止の意見を持つて居る者でありますから、假令其意見を悉く實行せらるゝに至らざるまでも幾分か其持論に進むことが出来やう、假令死刑廢止に反對の人でも日本の今日の死刑濫用と云ふことには何人も異見なからうと思ひます、随分人の生命を救ふことも出来ますから、先刻藤澤君の御話の通り、死刑の宣告を受けた者受くべき者に對して殊に被告人の精神狀態に付ては一層慎重の注意を御加へになるとを偏に希望致します、尙又唯今大竹君の御話の中に茶話會も有益であるが、此外に學校の生徒の爲に一種の研究會を開きたいと云ふ御希望もありましたが、兼て先日此事は伺つたが至極私も御同感である、果して諸君が繁劇職務の餘暇があまりであるかと云ふとでありますれば喜んで私共も相當の力を盡しまして、同僚始め總て都合の出来る限りさう云ふ會にも出席して諸君と共に斯の道の實際的或は學理的に研究を致す考であります、尙ほ諸君の間にさう云ふ計畫がありますれば御協議も致しませうしそれに付ての相當の便利を圖るとを致す考であります、且又佐々木教誨師の段々面白い御話を承つたのであります、殊に終りに御話になりました所謂分房囚の監房搜檢の事に付て能い御氣付があつたので、尤な事柄であると思ひます、此事は曾て學校などに於て私の講義を致した中にも申したことであります

して、獨り分房囚のみならず雜居房に於きましても、囚人の居ります所を監房搜檢をするると云ふとは極めて檢束上にも不得策である、感化上に於ては尙更である言ふまでもなく分房なり雜居房なり監房の搜檢は囚徒が浴場に行つて居るとか或は運動場に出で居るとか或は裁判所へ行つて居る何れにも留守の場合を利用して何時の間に自分の監房が搜檢されたか果して又搜檢されるものであるや否やと云ふ考へすらも當該囚に起させないやうにするが大切であります、それか檢束の秘訣である、動もすると私共が巡關などして見ることであります、監房に於て非常に夜具が散亂して居るとか書籍があらにもこちらにも散つて居るので一目して役人が搜檢した跡であると云ふことが分る、其狀態を囚人が歸つて見て成る程今搜檢に來たのであると云ふやうな感じを持たせることは最も不手隙の事で、眼前に於て搜檢することの不都合のことは言ふまでもなく假令不在の時に搜檢致しましても搜檢したりと云ふ事實を後とて囚人に覺らしむると云ふとは檢束の妙を得たものではないので、何時の間に搜檢したかしないかと云ふとすらも囚人に覺らしめることが搜檢の大切の秘訣と言はなければならぬのである、又今日或る典獄からの報告に依つて某分監で囚徒が逃亡したと云ふ精しい事實に接しましたが、之れに依ても檢束の拙であつたことを證明して居るのであると云ふのは極く危険の逃走の虞ある種類のものに對すると事に依ると監獄の方で非常に嚴

にする、嚴にすることは宜いが、特に看守一名を監房に附して居る或は前後に二名附するとか如何にも警戒を嚴ならしむると云ふ風を囚人に覺らしむるやうにすることがある、今日報告に接しました某分の囚徒の如きも是は被告人であります、此人間は昨年の暮巢鴨から逃げた四人かの一人であります、曾て鍛冶橋監獄署を預つて居る時分極く逃走に妙を得て居る石野剛と云ふ人間でありました、是は巢鴨の監獄を破つたと云ふことは當該者は知らなかつたのであります、兎に角危険な逃走の虞のある奴であると云ふので其人間を特に分房に入れて看守を一人附け切りにして置いた、即ち其人間は危険な奴だから用心して居ると云ふ意嚮を示して居つた、其通り嚴重にして居るにも拘らず飛出した、典獄の手紙では實に逃走に妙を得た奴で神出鬼没一種不可思議で所謂靈遁術とでも言ふか實に不思議な技量を持つた奴だと書いてありますが、而も白晝午後四時に看守の前を飛鳥の如く塀を飛越へて逃げて仕舞つた、幸にして午後八時頃に逮捕することが出来たと云ふことで、巢鴨を破監した石野剛だと云ふことを自白せしむることが出来たと云ふことである、兎に角さう云ふ風には危険な奴である逃走の虞れがあると云ふ爲めに特に看守を附けて分房に入れると云ふやうにしますると囚人の方では成程己れの爲めに大變に警戒を加へる、除程前が居るものと見へると云ふ戒じを持つて、是程にして居るから一つ逃げて見せてやらうと云ふやうな一種の好奇心も生ずるであらうし、好奇心が生しないにしても、斯う役人がやるならは其裏を一つ行つて見やう、又是程恐れて居るなら自分も顔が立たぬ一つやり付けて見なければ氣が済まぬと云ふ考を起さしむるかも知れぬ、であるから危険の虞れがあると云ふ人間を輕々しく分房に入れる、分房と云ふものが餘程檢束上宜いやうであつて、其實御承知の通り暗室なり閉禁室から逃走が頻々ある、又普通の獨房から逃走囚が多く出る實例がありますから唯危険であるといふので分房などに入れることも考へものである、況んや進んで分房に入れた上、一人二人の看守を附けて非常に警戒して居ると云ふ有様を本人に示すことは檢束上極めて不得策である、先刻佐々木君の御話では感化上宜くない、成程感化上宜くない、檢束上に於ても最も宜くないこととありますから是等に付ては特に深密の注意を加へる必要があると今の御話に付て一層深く感化を強めたのであります、

尙ほ簡單に御話して置くことがあります、近頃官制發布に伴ひまして、教誨師監獄醫などの職務規程が新たに設けられることになつたので、あの教誨師の職務規程の中に新たに設けられました事柄で棺前教誨と云ふことがある、即ち死亡囚がありました場合に、是までも注意の行届いた監獄では死亡囚に對して讀經をしてやり多少香花を手向けて相當の儀式で埋葬した所も澤山ありました、特に

今度棺前教誨と云ふことを設けられた主意は、一層死亡囚に對して其冥福を祈るを言ひまするか、兎に角人情の禮義を保たして囚人と雖とも死んで仕舞へば罪惡は消滅して仕舞ふ、此屍体に對しては相當の扱をしてやらなければならぬ、それには無論縱令簡單であつても儀式をせなければならぬ、其儀式の一として所謂此棺前教誨なる事をするると云ふ即ち此棺前教誨と云ふ字の顯はれましたのであります、此頃花井お梅と云ふ市ヶ谷で執行を受けて出ました者が色々有る事無い事新聞に書き立てまして、盛んに世間の耳目を聳動せしめて居ることは諸君御承知のこととてあります、あの記事に依つて色々感したことがある、非常にあれに依つて趣味を感じつゝ繰返して讀んで居るのであります、あれが一般の人に讀まれることに付いては大に社會風教の爲めに憂ふるのであります、我々當局者としては縱令事實であれ事實でないにしてもあの言葉に依つて教訓を與へられて居るのである、あの記事の中に随分病因の扱ひ方又死者の取扱に付いて口を極めて攻撃的に書いてある所がありますが、如何にも有り得られるやうな尤らしく感したのであります、是等の事に付ては縱令無いことにしても、教誨師、監獄醫、典獄は無論餘程御注意にもなることであらうと考へますが、随分事に依りましては病中などの者に對しての扱が充分でないことがある、又死亡者に對する扱に唯死んで仕舞つたからと云ふて棺に納めて、而も其棺は僅かに囚人に依つて擔はれて棺を保

護するのではなく囚人が擔ぐから囚人を保護する爲めに看守一二名が附いて殆ど墓地に捨てて如くにして葬つて仕舞ふと云ふやうなことが随分あるであらうと思ふ、斯う云ふ事の將來に於てはないやうに死者を待つには相當の事をしてやらなければならぬと云ふ精神からあの棺前教誨と云ふことが今度規定になつたのである、棺前教誨と云ふのは決して死人を其所に置いて死人を利用して其所に集つて居る囚徒を教誨すると云ふ主意ではないのであつて、詰り外國などでも棺前教誨と云ふとがあります、翻譯致して見ますると如何にもそれを利用して外かの囚徒の教誨をするやうに見へますが、あの本當の意味は詰り死者に對する一の吊詞と云ひまするか佛家の方では何んと云ひますか、詰り教誨師が死者に引導を渡す所の言葉であつて、極樂淨土の事を告げる言葉が棺前教誨と云ふ字である、て其目的は死亡囚にあるので其事を其所に集つて居る者が聽いてそれが間接に遷善悔悟の材料になると云ふに過ぎないのであります、でありますから、同じ棺前教誨をするにも棺を後とに向けて囚徒を集めて普通の説教をするやうにしては此棺前教誨の趣旨に違ふと思ふ、と云ふて棺の方へ向つて囚徒を後ろにしますれば一向教誨の感じも薄い譯でありますから、所謂其邊は多少の兼合を以て半面は死者に對し半面は列席して居る囚人に對すると云ふ態度で以て棺前教誨をされる必要であらうと思ひます、又或方からあゝ云ふ棺前教誨などに集める人間はど

う云ふ種類の者を擇んだら宜からうかと云ふやうな御問に接したことがあつたのであります。之に對しては無論或は監房を同じくして居つたとか或は工場を同じくして居つたと云ふやうな縁故のある者を集めるは無論必要である、それもさう多數の者を集めるに及ばぬ廿名三十名位を限として集める、其同監房同工場の者を集めるも必要であるが、モウ一つ或種類の者を選擇する必要があるまいか、それは其郷里を同じくする者或は共犯者とか若くは同國の者を集めると云ふことが一種の感化上の効力を持ちはしないか、殊にそれが自分の同郷であつた或は共犯者であつたと云ふ者に對して感化を與へる効があらう東京などでは近所で顔を見て話をしないやうな有様だから例へば日本橋から來た奴だから日本橋區の囚人を集めると云ふても効はないが、地方などでは大に趣を異にして居る、例へば東京に出て居つて私は顔を見たことはないが長野縣人であると云ふ名を聴くと懐かしと思ふ、況んや同町内とか同郷とか云ふと一層傍らに居ると懐かしき感じを起しますからさう云ふ者を選んで棺前教誨の時に集めることも大に必要のあることであらうと考へる是等も氣付いたことでありますから御參考に御話を致して置きます（拍手）

○ 雜 感

(第四回教務講習所に於て)

小河滋次郎君

御列席の各位は大概既に御目に懸りました方々とは存じますが、私は司法省に居ります小河滋次郎でございます。此度は酷暑の時分に遙々御集りになりました段々有益な御打合御研究があります趣で、兼て此御集りのことに付きましては御本山の當局の御方から御話も伺つて居りまして、夫々私の方でも手順を盡した次第でございます。御承知の通り近頃監獄官制の發布に引續きまして教務の擴張、教務當局者の待遇の變更に伴ふ職責、位置の確立と云ふやうなことで一般監獄行政の上に付きまして將に一新紀元を開かむとして居る次第でございます。此場合に教務主任の各位が此地に御集りに相成まして色々斯道の爲めに御研究御打合下さると云ふことは誠に時機の宜きを得ましたことで、當局からも種々此際にあきまして御打合を致すことも必ず多くあつたであらうと考へます。私は不幸にして地方を巡回中でございまして、將に會議の終了せむとする昨今歸京致しましたやうな次第であります。こちらに出まして充分御話を承り且つ私共の愚見も御參考に御話をする機會を得ませなんだことは大に遺憾に感ずる所であります。併し私不在中にも監獄局長なり監獄事務官も時々出席を致しまして種々御話も承

り又意見も申上げたことであらうと考へます、尙ほ本日時に主務大臣が私を呼ばれまして……既に左もなく致しまして今日には是非共午後から出席を致すやうに御約束をして置いた次第でございますが……兼て御集りになつて居る諸君の御模様がどう云ふ進みであらうか、定めて酷暑の時分日々御精勵で有て色々有益なる御研究又は御打合せもあるとであらうが、本日は是非私に行つて自分の意を傳へて呉れるやうにと云ふ命であつたのでございます、大臣の意と申しますのは別段の事でもありませんが、右に申した通り各位連日の御勤勞に對し深く満足し感謝する所である、尙ほ一日こちらの御用務を終了せられましたならば主務局に於て一度諸君を本省に迎接する準備を付けて居るやうにと云ふ命であつて、尙諸君を御迎へすることに付きましてはこちらの御都合もあらうと思ひますから、唯今痲山理事へは一應御話を致して置きましてございますが、多分二十日或は廿一日頃に時刻を期しまして諸君を司法省へ御迎へして、尙ほ親しく御話を致さうと考へて居ります、要するに大臣閣下からは連日の御勤勞を謝する意を傳へて呉れるやうにと云ふ命を受けて参りましたこととでございますから改めてそれを爰に御傳へを致します、

教務擴張と云ふことに就きましては私共兼て當局としては常に盡せる丈の力を盡して居るのであります、其一斑は此度の監獄官制に伴ふ訓令なり省令の中に顯

はれて居る次第でございますが、固より此を以て私共は決して満足を致す次第ではないのでございまして、尙ほ教務擴張と云ふことに付きましては一步は一步と益々進行する考で居るのでございます、之に就きましては唯私共の微力の及ぶ所ではございませぬので、偏に又外に在つては教務當局の各位の力を煩はさなければならぬことは當然の話でございます、段々是までの成績を以て將來を卜して見ますれば必ず近き將來に於て我々が希望を達することに相成るであらうとは考へて居りますが、併し此の事はナカ／＼豫期するが如く急に進行することはむづかしいのであります、唯今日までの道行を以て將來を考へて見ますれば、必ず着々我々の希望を達することが出来やう、是も畢竟教務當局の諸君が外に在つて我々に間接直接に力を添へて下さる結果であらうと考へます、尙ほ將來に於きまして我々中央に當局となつて仕事を致して居る者に對して諸君が十分御力を貸して戴くやうに大に希望致して居るのであります、

私は色々教務に付きましては愚見を持つて居る次第でございますが、何分まだ巡回から歸りました際でございます、順序を正しまして御話を致しまする準備を整ふる邊がございませぬ、昨日も段々關係の御方から何か來て話をしろと云ふ御勧めもあり、私も是非御話を致したい考は持つて居りますが、前申しましたやうな次第で何分腹案を整へる邊がないのでございます、併し昨日も私が巡回中に感

じた事柄があるならば其事柄丈でも宜いから御話をするやうにと云ふことで、それに付ては多少感じました事がありますので、即ち本日は巡回中の所感に就き其事柄の教務に關係を致して居ります唯二三の事項をばホンの膝組で御話を考て極く不秩序に御話を致して見やうと考へます、尙ほ明日も都合を致しまして午前か午後あなた方の御都合の好い時分に出まして今日漏らしましたことを續いて御話を致したいと思ひます、尙ほ承はる所に依りますと明後日は川越の幼年監に御出でになる方があるやうに伺つて居りますが、私も成るべく都合を致しまして明後日早朝から御同行致して實際に就て色々愚見も御参考に御話致して見やうと考へて居ります、で今日は巡回中九州で何所と云ふことを一々指して御話をするには出来ませぬが、大體感じました事を搔擽んで御話を致して見ます、御承知の通り監獄官制の發布に依りまして教誨師並に監獄醫の待遇が定つたのでございます、で今日までは官制の上に於て教誨師なり監獄醫なりは判任官でもなければ判任待遇でもない、監獄の職員にして職員にあらず、必要な機關にして機關の外に置かれて居るやうな實況でありまして、申さば有つても無くても宜い、あれば宜いのであるけれども又なくても左まで監獄行政の機關の運轉に差支がないと云ふ位に、動もすると局外から推測せられるやうな有様であつたのであります、従て私は監獄三尊説と云ふことを申しまして、監獄行政の機關は種々複雑錯

綜して居るのでありますけれども、要するに其原素となるべきものは三つより外にない、其三つとは即ち典獄の與るべき外形の紀律に關する事、監獄醫の與るべき身體の健康に關する事、それから精神の教養即ち感化改良の實質に關する事柄、此三つの要素が相俟つて監獄行政事務を組織して居るのである、色々他に錯雜しました仕事があるのでありますけれども、煎詰れば此三つに歸するのである即ち此三者が監獄行政の原素であつて他は皆是から分岐して居るものである枝葉のものであると云ふことを常に申して居るので、監獄行刑の機關の最も大切なのは教誨、紀律、衛生と此三つである、故に典獄の職責が重きが如くに監獄醫の職責も重く又教誨師の職責も重い、故に此三者は實際に於て殆ど輕重のないものである、此三つの者が其職責を完ふするを以て初めて監獄行刑の全能を完ふするところが出来るのであると云ふことを常に私は申して居る、此理想が遂に此度の監獄官制に採用されまして、それが發表に相成つたのでございます、即ち是れまで紀律の首腦である所の典獄なる者が高等官であつたのでございますが、他の二つの機關即ち教務の當局者たる教誨師、衛生の當局者たる監獄醫、此二つの者も今まで表面には見てなかつたのでございますが、此度は典獄と相驍んで共に高等官の待遇を受け得らるゝになつたのである但し其間に本官と待遇との區別はありまするが詰り其待遇と申すのは職務の性質から來た者であつて、監獄行刑の職責の上

から來たものではないので、教務と云ひ醫務と云ひ單り監獄に於けるばかりではない、一般社交の上に於ける職務の性質から参りました者であつて、政府が見る上に於きましては何れが重く何れが輕いと云ふとはないのであつて、結局此三つの者は互に相對立して居る監獄行刑上の必要機關であると認めて居るのであります、それが爲めに此三つの者を高等官に致しましてさうして此監獄三尊の趣旨を一層明瞭ならしむるに至つた次第であります、併し典獄の下に看守長あり或は看守あり、看守長は判任である看守は判任待遇である、又高等官の教諭師なり監獄醫なりの下にある同職名の者が判任待遇と云ふとであるが爲めに或は此待遇と云ふ字が高等官又は判任官以下と云ふやうに解釋を致しまして、例へば高等官待遇でない所の教諭師或は監獄醫を待つに恰も判任待遇の看守其他の職員を待つが如くに、判任以下の者である、即ち看守長は判任官である教諭師監獄醫は待遇であるが故に、一方を重く扱ひ一方を輕く扱ふ、即ち席順などの上に於ても看守長を上席にして高等官にあらざる教諭師或は監獄醫を其下班に置くと云ふやうなことがあり其他色々待遇向に於ても判任官を先に置いて次に教諭師或は監獄醫と云ふやうに自然勢になるではないかと云ふ懸念を持つ人もあつたのでございます、尤も是等の事に付いては御承知でもございませうが既に典獄會議の際に於きまして、も特に司法大臣から懇々其官制の趣旨に就きまして訓示がございました爲めに、

典獄に於ても能く其意を諒して歸つた筈であります、夫等の實況も此度の巡回に付きましてどうであらうか、大臣からあれ程懇々訓示になつたことであるが故に多分典獄に於て誤解するやうなことはあるまい、是までも屢々大臣から所謂天爵の教務醫務の當局者を厚く待たなければならぬと云ふことを示されてあるのでありますから、其方針に違ふやうなことをして居りはしまいかどうであるかを實際視察したのでございますが、私の九州中國に於て實際に就て視察を致しました所に依つて見ますれば、是まで此官制改正に依つて一時或一部の人が杞憂を懷きましたるが如き扱を當局者は決して致して居らぬのであります、致して居らぬのみならず典獄などの意氣込或は看守長などの教諭師に對する禮遇の實況を見まするのに、決して此官制の趣旨又是までの方針に違ふと云ふやうなことはないのであつて、寧ろ到る所當局者が教諭師なり監獄醫を待つことの厚さには實に満足を感じたのである、當席には無論九州なり中國地方の御方が御居てございませうが、蓋し或一二の所、事に依ると小分監などに於きましては不充分なる所もあるかも知れませぬけれども、苟も典獄直接の本署にあつて待遇などの上に其外官吏が諸君を待つ上に於て不満である、斯の如きでは不都合であると云ふやうな御感じを御持になつて居る御方は恐らくあるまいと信じて居る、と云ふのは私が實際視察した所に依つて見ますると餘程注意を致して居るやうに考へる、單り典獄のみな

らず是は敢て今日官制改正後に始つたことではないのでありまして從來御承知の通り屢々當局者には注意を致して居るのであります、餘程教誨師などを待つ上に付ては慎密の注意を加へて居る、て私は當局の方に於ても蓋し御不満はあるまいと考へて居るのであります、是まで始終典獄以下の職員に對しましては公の上からも又私の上からも教誨などの効を奏すると云ふことはナカ／＼一朝一夕のことは往かぬ、先づ其當局の人を役人から尊敬してかゝらなければ其人を信服せしむることはむづかしいのである、先づ役人が其人に師事するやうな考を持つて其人を敬重することに依つて初めて囚人が教誨師を尊敬し隨つて其口から發する言葉に重きを置いてそれに信頼するやうになるのである、能く教誨師其人を敬重することを努めなければならぬと云ふことを繰返して是まで同僚をば戒飭して居つたのであります、是等の點に付ては幸にして同僚間に於ても能く其意を諒して注意は行届いて居る、少くとも此度巡回致しました各地方に於ては其點に餘程注意して居るやうに考へます、尙ほ夫等の點に付て當局として御不満足の點がありますれば飽くまで御忠告を願ひたいのでありますが先づ私はさう一般に視察をして居るのであります、併し是は決して新しいこととてなくして随分多年やり來つた方針でありまして、幸にして其實効を奏しつゝあるやうになつて來たのであります、

今度幸に御集りの各位の前に於て私一個の希望として諸君に御相談を致したい或は御注文を致したいと云ふ事柄は、一般の官吏からは既に此の如く教誨師其人を飽くまで敬重しなければならぬと云ふ少くも感じを持つて居るのであります、又其事に努めて居るのであります、所がまだ今日に到りますまで監獄官吏の中に於て教誨師を信すると共に其道を尊重すると云ふとには或はなつて居るかも知れませぬけれども、まだどうも此監獄同僚の中に於きまして佛教に歸依した、鞏固の信仰力を持つて來るやうに至つたと云ふ者は至つて乏しいやうに思ひます、唯表面で教誨師を尊重する敬愛すると云ふ丈ではまだ甚だ効力の乏しい譯であります、監督官廳から之を命すれば随分従つてするのでありますけれども、是が表面の者でなくして眞に心から其人を信する、唯心から信すると云つても其事は出來ないので、眞に斯の道を信する教を信すると云ふ觀念が起きて而して後に其道を傳へ教を述ふる所の即ち教務當局の人を敬重するとならなければ其敬重と云ふ者は決して鞏固のものではあるまい、又有効の者ではあるまいと考へる、今申した如くに表面では敬重する模様は充分に見へて居るのでありますけれども、果して其人が心に教を信じし道を信じた結果で教務當局者を信して居るかと云ふことは、どうも色々探つて見るのでありますけれども、其點まではまだどうも立到つて居らぬやうであります、随分各位が監獄教誨に御從事になつてから今日に

至るまで年所を經過したのであつて、諸君の御熱心實に敬服に堪へないのであります。其諸君の傍に始終師事して居る所の我々同僚典獄以下の職員が、今日に至るまでまだ一人として熱心なる佛教の信仰者となつた者のあるを聞かぬのは實に遺憾の語と言はなければならぬのであります。彼の囚徒を教誨する丈の強き力を持つて御居ての諸師の力がどうして彼の少數の又事理の分つた所の、縦へ無宗教の國柄に役人となつて居る者でありましたも始終諸君の周圍に近接して居る役人の中に熱心なる佛教の信仰家が出來ないと云ふとは、實に諸師が一方に偉大なる力を持つて御居てなさるに對しては甚だ不審に存ずる位のとであります。人と人との感化は非常に強いのでありますから縦へ諸師が是等の人に對して直接に説法をなさるまでも其德望に感化すると云ふとは是非共なければならぬ筈である、自然に其德望に感ずる結果は其人をして佛教の信仰力を起さしむると云ふとは必ずなければならぬと私は信じて居る現に私の一身に就て考へて見ましても、元來動もすると無宗教である、自分は宗教に冷淡であると云ふやうなことを言ひたがつた人間の一人であつたのでございますが、近來に於きましては大に此佛教の感化を受けて居るのであります。併し是までの私の境遇に付て見ますと、私共の尊敬する友人には随分耶蘇信者がありまして冥々裡に其人等の感化を受くることも少からぬのであつた、所がまだ不幸にして此基督教の信者とまで進むことは出

來なかつたのであります。尤も幾分か基督教の感化を受けた證據には嘗だに基督教に對して以前のやうに無闇に敵愾心を起して反抗を試むると云ふやうなことの無くなつたのみならず今日では基督教者に對して尊敬を拂へ又時としては人に對して基督教者たらんことを勧誘し且つ自分にも佛教にまれ耶蘇教にまれ宗教の人生に必要なことを感じ少くとも自分で無宗教であるとか或は宗教に冷淡であると云ふことを人に公言することは極めて恥辱であると云ふことを感ずるに至つたのであります。自分から宗教を信すると云ふことを申しては如何はしうございませうが段々と色々の動機に觸り機縁に促されて幸に今日では佛教の難有いと云ふことの感じを持つに至つたのであります而して其私をして、此に至らしめたるものは教義でもなく説法でもなく全く人の感化力であつて而かも其感化力が間接に基督教者に依つて與へられたかに感ずるは自分ながら餘程奇縁に思ふ所である而して其直接の動機となつた者は何であるかと申すに現に今日爰に御列席の中の方にも平生親炙して教へを請へつゝあるやふなことも與つて力あるは勿論であります。先頃私が外國に参ります時分、同航して参つた彼の東派の近角道觀師の感化に負ふ所が最も多かつたこと、信ずる所で私は別にあの人から説教を聞いたと云ふのではない、教義を承つたと云ふ次第でもないものであります。詰り長い間同行して居りました爲めに自然に其人の德望に感化せられて終に佛教の道に歸依す

ると云ふやうに進んだ次第であります、あの人と私が唯船の上で僅かの日予の間同行したと云ふことが私のやうな無宗教の冷淡な人間を感化せしめられたのであるので、自分の例に付て考へて見ましても、有力なる諸師が日々其傍に典獄を置き多數の看守長を置き又多くの看守を圍むらして居る、而も長い歲月殆どと寢食を共にして居る有様である、其多數の中からまだ今日に至るまで第一典獄として大に佛教の趣味を味つたと云ふ人が出たと云ふことも聞かぬので、却て氣まぐれに時々クリスチャンなどが同僚の間から出ることがある、是は私が諸師の一方に偉大の力を認むると共に又大に疑を抱かざるを得ない點である、囚徒を感化改良することは無論諸師の力に依つて出来ることでありますけれども、又其力を分けて監獄同僚の者を宗教に感化すると云ふことに至りましたならば一層諸師の職責を盡される上に付て便利も得られ、又諸師の力の偉大なることを益々表明するに至るであらうと深く感じを持つたのでございす、御承知でもありませんが彼の北海道に一時佛教の教誨師を廢めて、どう云ふ風潮であつたか知りませぬが、基督の教誨師を各集治監に採用した、京都の同志社を卒業した者を引進れて行つて教誨をされたことがあつたのであります、果してそれが囚徒の感化の上にどう云ふ効果を顯したか知りませぬが、兎に角此人達が若い血氣の人であつた故にか少くも監獄の役人を感化した力は非常に大きかつたのであります、是まで大酒家

であつた者が酒を廢めるとか、現に私の友人で仕方のない大酒家がありました、是れが其教誨師の感化で酒を廢めるやうになつた、て一時北海道集治監に於ては禁酒禁煙と云ふやうな美風も行はれたとがあつた、決して是を以て信仰道德の顯れた者とは斷定するとは出来ませぬけれども、少くも飲酒家が酒を廢め不品行の者が行狀が直り随つて家庭も能く治つて行く、或は是まで缺勤勝の者が精勤をするやうになつたとか夜遊びをした者がさう云ふとも無くなつて仕舞つたと云ふやうな、随分北海道では彼方此方から集つた若い血氣の者が多かつたから品行などに付ても随分非難を免かれぬ者が澤山あつたのであります、さう云ふことが頗る消滅致したので、實際囚徒に對してどれ丈の感化改良の効を持つて居つたかは顯れて居りませぬが、少くも役人が或一部分感化せらるゝ者があり、又少くも形の上に顯れて禁煙禁酒が行はれて不品行が止んだと云ふとは、其當時、本當の信者かどうか知りませぬが、兎も角基督信者と號する者が教誨師になつた一の効果と見て宜いと思ふ、此點に付ては竊に私は其人等の働きに敬服致して今日でも常に人に向て吹聴して居る次第であります、御承知の通り無論此監獄の事は何を申しても一番其人に存するので、其人も多數を占めて居る所の看守の精神の修養と云ふことが充分に出来ませぬければ到底此行刑の目的を達することが出来ない、寧ろ多數の看守の中には囚徒よりも尚ほより劣る心を持つて居り行を爲して居る

人がないとも限らぬのである、囚人は監獄に於て犯則と號して屢々懲罰などをされるのでありますけれどもあの囚人をして犯則に至らしむる原因に付て能く探究して見ますと、必ずしも其責任は囚人のみに歸するとは出来なくして、随分役人の致方に依つて囚人をして犯則に陥らしむるやうなことも多々あるであらうと思ふ、唯看守は口にやかましく命令は致して居りますけれども、其人の心の中に於ては随分如何はしい考を持つて居つて、囚徒の目の前でこそ立派な風をして居つても、少しく囚徒の目に離れた所に於ては随分官吏に有るまじき行をする者がある、さう云ふ者が役人になつて居るやうなことは到底此囚人を改其感化することはむづかしいので、如何に規則を良く致しましても、多數の中の少數でもさう云ふ不心得の者が交つて居ることであつては、到底完全に刑の執行の目的を達することが出来ない、今此看守の養成と云ふやうなことも必要でございするけれども、唯理屈を教へて斯うしなければならぬとか、あゝしなければならぬとか云ふやうな筋道を講究致しまするよりも先づ其人の精神を矯め直して修養すると云ふことが最も必要な事柄であらうと思ふ、單り看守のみならず看守長なども其通りであり、又看守長の上に在る典獄などに於ても典獄が無宗教であり或は無信仰の人であつて囚人に宗教心を起さしむるとか信仰心を發せしむると云ふことは随分無理な注文と云はなければならぬ、若し典獄なり或は全部と申さぬでも、

一部の看守長なり看守の間に眞に自ら進んで信仰心を持ち道徳を修めるやうな人がありましたならば、諸師が御盡しになりまする力の上に非常な助を爲すと思ひます、段々九州などに於きましても大分縣を始めとして鹿児島などに於ても列席致したとありますが、夫等の目的を以て所謂精神修養の會合などを時々監獄以外の場所に於て開かれて、單り監獄の役人のみならず其家族までも集會して教誨師の方が色々道義上の話を爲し或は宗教上の講話などをなさつて精神修養の事をして居らるゝは極めて美事である、此事はどうか各地方に於て御實行になりました、さうナカ／＼一時に役人に信仰心を持たせると云ふとはむづかしいのであります、さう云ふ方法を御實行になりましたならば、必ず近き未來に於て幾分か諸師の感化を受けて佛教信者となることも出来るであらう、少くとも道徳堅固の人にならぬまでも例へば品行を修めて飲酒家が酒を禁ずるとか或は不品行の者が品行を正しうするとか必ず夫等の効として顯はれるであらうと考へます

(未完)

不能動人。是誠不至。於事。厭倦皆無誠處。

人多以老成。則不肯下問。故終身不知。

伊 川 積 渠

訪問錄

○高屋臺灣典獄の談

臺灣の監獄は皆さんも御承知でございませうが、丁度民政を布かれましたのは明治廿九年の四月からて、監獄は其當時設置せられたのである。所が實際監獄として建物も出来被告人を拘禁するに至つたのは同年の六月頃であつた、其時分は私はまだ臺北に参つては居りませぬ。丁度廿九年の八月一日から臺北の監獄長となりこの監獄と宜蘭と新竹に二箇所監獄があるので其三監獄を併せて預つた、臺北は自分が監獄長となりて居りあと二箇所は支署長があつて取扱つて居つたので、其當時の四人の数は凡そ三百七八十名であつて其中で刑事被告人が非常に多數で囚人と云ふ者は僅かであつた、それは何故かと云ふと裁判官が怠つたのでは決してない全く設備が充分整つて居らぬからである、それからして裁判の方も段々進行し徐々に刑事被告人が判決されて行て殆ど被告人の滞獄日数は

先づ内地の様には行かなかつたが略ぼ内地と同様に行つたのである、其當時は監獄も誠に諸事不整頓で、自分も一時内地から行つて大に閉口した次第であつた、どうしても其儘にしては置けないから一日も早く普通の監獄にしたいと思つて晝夜奮發して力を盡して、囚人と刑事被告人と仕分をして衣服なども囚人の着るべき赭色の物はなかつた、さう云ふ物を夫々整理してさうして囚人に仕事をさせるに至るまでの設備の出来たのは其年の九月頃であつたと思う、又十月頃から教誨を始めたが、其教誨師は最初は臺北に居る本山の布教師を以て従事せしめ續いて専任の教誨師を本山から呼んで教誨をせしめたのである、さう云ふ次第ですから其當時は實に監獄として御話するやうなものではない、併ながら滿更非常に亂暴な監獄とは自分等が監獄の役人として見てもさう思はなかつたので相應に出来て居つたのである、それから翌三十年に至りては略ぼ監獄の形を爲し囚人にも夫々の業を授けることが内地と變らぬ程度までに至つた、さうして三十年の確か四月でありた、監

房が狭隘であつて已むを得ず監房の建増をし工場を拵らへ吏員の官舎もなかつたから其序てに建築することにした、それで一時凌ぎが付いた次第であつた、それから第一に注意したのは衛生であつた、随分不潔で臭氣があつて大に閉口した、彼地らの者は元來不潔の所へ持つて行つて掃除も充分届かなかつたから誠に不潔であつた、それが爲めに病者が非常に多かつたので、之を救あうと云ふ所からして一時入浴を盛んにさせて囚人の身體を清潔に致した、それで著しく病者が減つて翌三十一年の上半季に於ける死亡者が僅か六七名に止まつたのです、所が其入浴をさせるに付ても困つた彼等は内地人の如く好んで風呂に這入らぬ慣習があるの、體らだが不潔になると小さな金盥若くは小さな桶へ湯を汲んで手拭を浸して拭つて置く慣習がある、で慣習上から風呂へ入れるのは少しく無理のやうであつたが、何しろ身體を清潔にし衛生を保つ上に於て必要と認めたから入れることにした、所が最初は彼等が非常に嫌つて看守も甚だ困つたが、一二回這入つてからは非常に氣持が

好いものから今度は巡回看守に向つて風呂は何日かなどと云ふ催促をするやうになつた、だから最初は困難であつたが、僅か半月許りにして殆ど彼等が風呂に入ることを愉快に感ずるやうになつたので其以來は新規に這入つて来る者も前に這入つて居る者が風呂に這入るのを見習つて這入るやうになり今日では内地人同様寧ろ希望する位になつた、是が爲めに三十年三十一年の間に於て衛生上大に利益を得た、さう云ふ次第ですから人は或は其當時典獄は無理に慣習を破ふと言ひましたらうが、それは實際さうでない、それから又食事のことには困りました、なぜかと云ふと彼方らは弱を食ふ慣習がある、であるから弱を食はせれば宜いと云ふ論もあつたが、弱を食はせやうとしても監房へ持つて行く間に冷へて仕舞つて却て嫌ふ、元來彼等の慣習と云ふものは熱い物を食ふ慣習があるそこへ持つて行つて冷めたい物を食はせるは無理だと云ふ考からして弱は食はせず普通の飯を食はした、所が何んの差支なくドン／＼食ふことは内地人と少しも異つたことはなかつた、

又菜もさうで生まの物は食はぬと云ふ向ふの慣習から是も或丈煮た物を供給した、今でも矢張さうして居る、

それから監房内清潔のことは亦困つた、手鼻をかむで監房の格子などへ塗付けを何んとも思はぬ、それを防ぐに付て一時困つたです、けれども是もさう云ふ不潔な事をしたら本人自ら掃除させなければ置かないと云ふことを申聞けて掃除させるやうにしたら廢めて仕舞つて、今日では何れの監獄でも清潔になつて居る、

工業の模様はどうかと云ふと、其動作は少しく内地人と異なる感じを起すは、内地人のやうに活潑でない、一見してブラ／＼怠けるやうに思はれる、併ながら長く事に堪へて能く言ふことを聽いて仕事して行くことは内地人と變つたことはない、寧ろ内地人より長く堪へて行きはせぬかと思はれる、今日に於ても其考は失せない、又工事に付ても彼等が今まで工業の感念と云ふとは更にない、そこへ持つて行つて仕事をさせると彼等が其仕事に面白味を感じるやうな譯からして何んともなく

を附けてやらなければならぬ次第であるから總て抑揚などの模様がとんと向ふには感じない、此點はこゝ暫く三四年も經過して教誨師が彼地の語を以て充分に喋べり得るまでに至らなければ教誨の効用は内地の如くには行かぬだらうと思ふ、併し元來臺灣の監獄と云ふものは日本のズツ昔の監獄と同じやうな調子であつて仕事をさしたこともなければ又四人として溜めると云ふやうなこともないで、サツサと裁判をして夫々片付けて仕舞ふやうな制度であつて、監獄と云ふものも誠に狹隘の所であつたのです、のみならず教誨なども更にないのですから、現に廿九年の十月教誨をさした時に囚人は實に奇異な思を爲した、

それから監獄の数は現今では臺北に一箇所臺中に一箇所臺南に一箇所と斯う三箇所あつて臺北には支署が二つ附屬されて居る、又臺南には三つ附屬されて居る、臺中には支署はない、尙又監獄の構造の事に至ると丁度三十二年度から三箇所の監獄を建築することになり夫々今建築に取掛つて居るので、臺中は落成したが臺南は九分通り落成して

仕事が進んで行つて、現に三十年の臺北の監獄の建築の時に或部分は受負に附したが、監房などは悉く囚人の手を以てやつた、其やり方は授業師を置いて其差圖に依て總ての切り刻みを囚人にやらしたのに皆能く出来た、其囚人がどうかと云ふと決して入監前に大工とかさう云ふ木工の仕事の経験はない者ばかり、然るに監房を建てるに至つたと云ふのは實は自分もやつて見て大に豫想外に感じた次第であつた、さう云ふ譯ですから工業上に付ては先づ自分の今日見る所では將來に於ても臺灣の囚人は決して内地の囚人に劣るやうなとはなからう、必ず徐々に進んで行つて立派の工業をするに至らうと思ふ、現今の有様を以て考て見ても私等の方の囚人は仕事には巧みである、帽子を造るとか會席膳のやうな物を拵らへるに夫々立派に出来る所を以て見るもこゝ暫く彼等を獎勵したならば、決して内地の囚人の工業と大した差はない、寧ろ進むであらうと思ふ、

それから教誨の事を御話申せば是が又實に困るの、教誨師が何れも臺灣語に通じない、隨て通譯

居る、臺北の方は本年中に落成せしめる豫定で工事を取急いで居るから先づ本年度一杯經過したならば三つの監獄は揃つて仕舞ふ譯になる、先づ自分の監獄が落成して仕舞つたから自分の考は是より囚人の作業を充分獎勵して彼等に作業の志想を注入したいと云ふ考で居る、果して其作業がどれ丈に進むかと云ふことは今後一兩年後に於て其成績を調べる事が出来やうと思ふ、

それから囚人の取扱方に付ては入監の時から申す、入監の場合には内地とは大變異なるので、名籍などを取るには内地人の通譯か若くは台湾人の通譯を以て取るになつて居る、今日では慣れたから略腔間違なく爲し得られるが、最初は困つた、なぜかと云ふと本人の住所氏名若くは親屬等の關係などを聴く場合に於ても文字の音調が違ふので非常に困難を感じた、今でも困難ながらも慣れたから出来得るやうになつた、それと又這入つて来る者が大抵無學であるから貴様の名は何んと言つてと云つても答へることが出来ない、偶々書く者があつても分らぬことが多かつた、それと典獄

始め總ての内地の役人と云ふ者は在監人の顔を見
る上に付て又一の困難がある、皆同じ様な顔に見へ
る、丁度我々か西洋人の顔を見るやうにすぐ見分
けは付がぬで、仕方ないから番號などを能く記憶
するやうにして居つた、それに又身體が誠に不潔

手術をやつて速かに皆癒るからは是丈は非常に受け
が宜かつた、甚しいのは三四年も経て固つて仕舞
つて傷も癒して呉れと申出て大に醫者が笑つたこ
ともありました、さう云ふ風に非常に受けが好
かつた、

又阿片吸者で入監する者があつたと入監してから嘔
いて吐き出す、其時間は丁度本人等が家で阿片を
飲んで居つた時刻、それはどうするかと云ふと醫
者の方では多少阿片劑を含んだ藥を以てそれを治
療する、其治療日数は極くひどいので大抵一週間
若くは十日間で止まる、又輕いのは二三日で吐
き出すやうな苦みは止つて仕舞ふ斯ふ云ふことで
あつた、此事は今でも矢張阿片を飲む慣習の者が
這入つて来る時はさう云ふ手段を以て治療して居
る、

それから婦人の入監だ、是も亦随分困つたもので
御承知の通り足はあの通り纏足してある、である
からして足の検査は兎器も携帯せぬと云ふ所から
足などの検査はしない、又足を検査されるてとは
たのは外科手術です、是も最初は大變嫌つたが、

文章は丁度お互が四書五經を讀んだやうな文章と
は違ふ、夫故に書信は出す物も來た物も檢閲には
先づ困る、餘程注意をせぬと何んの事やら一向分
らぬ、文字の列べ方が違つて居る、それから文章
もナカ／＼巧く作つて人を褒める時は無暗に褒め
る例へば典獄如神と云ふやうなエライ形容文字を
使ふ又氣に食はぬ時は其扱慘最慘也と云ふやうな
ことを書く、是は臺灣人の文章の書き方である内
地とは違ふてをる、

括つて居るから男囚の如く入浴をしない、是は已
むを得ず、鹽に湯をやつて俵らだを拭かしたが、今
でも入監する者はさう云ふことにして居る、それ
から婦人に付ておかしいのは一番最初に六七人監
房に居つたに日暮頃になると妙な聲を揚げて涙を
流して泣出す、それはどう云ふ譯かと思つたら、
それは父母を思ふ所からやるので、臺灣普通の良
民でも或は父母の命日或は父母が死んでから何日
間と云ふものは必ずさう云ふことをやる、是には
やかましくつて困つた、通譯を以てさう云ふこと
はしないやうにせいと能く言ひ聽けてから今日で
はさう云ふことはありませぬが、誠に變なものだ
あつた、

文章は丁度お互が四書五經を讀んだやうな文章と
は違ふ、夫故に書信は出す物も來た物も檢閲には
先づ困る、餘程注意をせぬと何んの事やら一向分
らぬ、文字の列べ方が違つて居る、それから文章
もナカ／＼巧く作つて人を褒める時は無暗に褒め
る例へば典獄如神と云ふやうなエライ形容文字を
使ふ又氣に食はぬ時は其扱慘最慘也と云ふやうな
ことを書く、是は臺灣人の文章の書き方である内
地とは違ふてをる、

又入監してから看守の命令を能く聽取ると云ふこ
とは内地人より宜い、ナカ／＼能く聽くてす、な
ぜかと云ふと總て日本人の役人に扱はれて居るか
ら多少畏懼の心から靜肅に聽いて居ることも幾分
かありはせぬかと思ふ、兎に角看守の言ふことは
内地人とは違つて餘程宜く聽く方だ、
書信の事を一寸申すと、彼らは皆臺灣文で臺灣の

それから接見のことを申しますが、接見も初は許さ
なかつたのです、それで私が行つてから初めて許
した、所が接見に來る親屬故舊の者共が在監人に
向つて言ふのが面白い、斯う云ふお前は飯は食つ
て居るかと第一に問ふ、飯は監獄の役人に貰つて
食つて居る、さうかお前どう云ふ工合に括られて
釣されて居るかと問ふ、そこで通譯に申聞けて決
して日本の監獄と云ふものは臺灣の監獄のやうに
飯を食はせぬとか或は括つて置くやうなことはな
いのであると云ふて最初は一々説明をさしたやう
な次第であつた、それから段々面會に來る人間が

殖へるに随つて分つたもので爾來はさう云ふことを言はぬことになりたが、兎に角明治廿九年の八月から十月にかけて臺灣人が接見の時にさう云ふ話をしたものであつた、此接見に付ても立會者がナカ／＼困るので看守長と通譯を以て接見をさせる、其話の仕方でも餘程巧く監督をせぬと忽ち犯罪の證據などを湮滅されることが起り易い、そこで最初慣れない間は餘り長く接見をさせないやうにして其要旨文を一口々々に言はせて續けて言はせぬやうにした、それから係の役人が段々慣れて來てから普通の話をさせたがさう云ふ困難があり

た、それから四人に向つての看守の取扱の事を申せば是も變であつた、看守は内地から行つた人て耳が聽へない、詰り片輪の役人である。そこで四人の言ふことは分らぬから一々通譯を以てやる手數がある、所が段々五六ヶ月經過してから看守も生嚙りにも臺灣語を話することが出來た所がそれを以て話してもまだ間違がある、例へば看守に向つて何が謝罪を言ふても看守の方では却て悪口をする何れも獎勵してやつて居るから將來は決して言葉上の間違は餘り起ることはなからうと思つて居る、云々

雜 錄

○某典獄よりの來翰

(八月五日付)

關西地方に於ける有力なる某典獄の近信に係る、實踐躬行の活文字、篋底に秘藏するに忍びず始らく其名を匿して之を公開す
前略 此頃當監獄より某縣へ支拂たる留置入費に付實費を取紀候處

一金六千八百七拾參圓六拾錢 監獄より支出高内

金二千四百七拾八圓五拾九錢五厘

食料實費

金三百五拾九圓八拾貳錢七厘

雜 費

金四千參拾五圓拾七錢八厘

地方費純利金

やうに思つて摘發して來ることがあつた、て先づ自分が一々本人に就て聽いてからでなければ決して懲罰處分はしないやうな方針を採つて先づ大體に誤なきを得たやうな次第でありた、今日では看守の中には餘程器に通ずる者もあり又慣れたからさう云ふことはありませぬが、最初はさう云ふことがあつた、現に一例を挙げると宜蘭の監獄署に於て儘か廿九年でした、看守が監房を檢査に行つた所が四人共が公然と此看守の足を取れお前が手を取れ乃公が叩くからと云ふて話して居つた、がこちらには分らぬ者で看守が監房へ這入つて行つたら突然組伏せたことがあつた、それは幸に他の看守が行つて取押へたが、さう云ふ次第であるから随分扱向には何れも困難を感じた、言葉の通じない爲めに起る困難は單り監獄のみならず警察も同様である、夫故に總督府に於かれても看守及巡查にして土語に通ずる者は土語の兼掌手當を呉れるとなつて居つて、それで獎勵して先づ今日では一般の取扱方が何れの監獄も差支ないやうになつて居る、又各監獄に於ては土語の研究に付ては

右の如く半額以上も暗冥の裡に地方費へ補助する様の實況に候

中略 終りに特に御報導申上度は小生は〇〇にて御別れ申候翌日以来斷然禁煙を實行致申候は是は御吹聴もし且は御勸誘致度次第に御坐候、結局禁煙の動機は在監者に接する吾人日常の勤務上必要に迫まられたる義に有之又〇〇にて某君の監獄構内に禁煙草を禁すると謂ふ説も多少手傳ひたるやに考申候毎日オルドの三四個も吹かしたる者が今日となりては側で話する人の煙草嗅きが嫌に鼻に付さ申候在監者に直接する我々の禁煙は申迄もなく我々を監督する、御方々様も亦必要に可有之候間此義は是非御實行の程願は敷御勸め申上候、又禁煙の徳と申しては實に廣大無邊にて先づ散步に出るにもマツテの心配もなく袂も膨れず、手紙を書き懸けて煙の鼻に入るを苦しむにも及はず、本の上の吹殻を拂ふの煩もなく其上手壹本丈は閑散に暮らすことを得る姿に御座候、禁煙と同時に禁酒とも思ひ候へ共是は強て禁酒杯と制限するの必要もなく自ら省みて時と所と量とを制限せば可

なりと云ふことに致候晩酌とか飲會とかは斷然廢止致候故是も其實は半ヶ月以上禁酒には候へ共我れ禁酒すと人に語るな位の所と御承知置被下度候呵々

○實質改良の障害は無宗教

にあり

鳥取市 國 司 周 陽

宗教なるものは人心を和け安心を得せしめ風俗を正し社交の秩序を組織して井然然れざらむるものなれば人文煥發の時に於ては宗教亦隨て粲然として勃興せざる可らず若し完く無宗教ならん乎人心粗暴風俗野卑に流れて禮儀節なく尊卑長幼の序を紊りて強者は弱者を凌ぎ轉た相ひ尅賊して忌憚なく父子兄弟室家夫婦都て義理を失ひ心ろ各異にして逃ひに陷穽を事として慚愧することなくんば外貌に於ける總ての狀態か如何に増進するとも是れ即ち真正の人文發達にあらず其の内狀遂に觀るに忍びざるものあらんなり豈に我人が日夜に

如く雅量寛懷の度なかる可らず

近年我國監獄事業は長足の進歩を爲せるは万目の見る所異日同音に唱和せる所は吏員を養成し倉庫の改造營繕なり器具備品の完備せる又は法規の改廢簿冊の整理等明かに進歩し敢て間然する點なきが如くなるも多くは外見の改良にして内面實質に深く立入りて細かに査察したらんには甚だ幼稚の域に彷徨しつゝありと云ふを全く否認し能はざるなり當局有司の日夜に焦心苦慮しつゝある眞正の改良は果して斯くの如き外部裝飾をのみ喜び主眼たる感化を忘却せる者に非ざるは無論にして此れまで屢々下級吏員に對し要旨を訓授し面説し或は毛錐を假り關係吏員の耳目に注入映射至らざる莫く筆舌縱横悉くせるにも係らず裏面實質の改良は運々不振の憾みなざるを得ず之を理論に訴ふるよりも實際に徴して余の言の太だ輕ざるを覺る可し是れ畢竟下級の吏員等宗教に冷淡にして教誨の如きは囚人の心を一時慰藉する姑息手段にして泣く兒に花を持たして暫らく泣きを止めさする位の行刑上一の方便なりと誤解せるには非ざる歟多くの

致々汲々得んと欲する國家の隆盛福祉は如此類み甲斐なきものならんや然り而して竊かに我國の現狀を察するに往々慨嘆に堪へざるもの夥しとせず凡百の事業は驥々として改良完美に赴き洵とに喜ばしき現象なるも他方より觀察すれば風俗の野卑人心の浮薄温厚の實質の風は殆んど滅却し悲しむべき情態なき克はす畢竟政體上の改革に伴なふ一種の弊害の餘波なるべしとは云へ一般に宗教心の冷却に因ると多かるべし斯る狀態に立至りしものは社會自然の趨勢にして今遽かに防遏すべからざる者なれども獨り監獄の如きは區劃整然別社會を組織し外部の刺戟比較的僅少なれば規律の府として治者は威信を保ち被治者は歸順を守り嚴正に法規を勵行し從容德義を培養し眞摯實なる民を教養するに恰當なる場所例なれば治獄の任に膺るものは天惠の重職たるを轉認し父母の赤子に於ける威嚴と慈愛を兼有せざる可らざれば能はざる仕事なりその然かするには己れ先づ宗教を信奉し内心を金玉たらしめ八面玲瓏如何なる方面に際し如何なる事情に會するも愛憎偏頗なく親の手を觀る

下級吏員中には宗教と云へば玉石を混し金銀を分たず輕々に批評し教誨を儀式的に看做し之を彼れ囚人に聞かしめ心性を開展し陶冶せんとは思はざる輩もあるべし更に宗教に對し渴仰尊重の意莫く自から愛樂の念無くして他の者に克く聽かしめんと欲する意なきは當然なり自信教人信は何事にも同様のことと思はる去れば無宗教ならんか此輩如何に弊疏百端せるも殆ど感化事業に預かりて價値幾干かある甚だ疑なきを得ず

途説すらく某士は何々教徒なり某士は何教を信奉せる人なりと余未だ確かに何教何宗を信ぜるか否かは知らざれども其人の爲せる事其の言へることとを聞くに多少宗教的思想のある人と惟へり行ひ眞摯言ふ所差はざれば言行忠臣表裏相應せる宗教徒として耻ざるなり彼の無宗教徒と自稱せる斗筲の小人輩に比すれば較々氣骨あり識見ありて衆庶の瞻仰を價する所あり今爰に宗教の異同長短を是非するを好まず兎も角宗教的思想のあるものに非れば殆ど感化の事業に與するの機能なきものと推定するに遲疑せざるなり何となれば博愛利民の心

的活用は彼の綱墨の末技に拘泥し字句の枝葉に纏
縋せられて毫も己のが腹心を他人の胸中に描く底
の慈愛なくして徒らに法文を云云し之を活用する
の轉機無く恰かも馬車馬の軌道を迫るのみにて左
右の事情を參酌するの聰なく木偶の線糸に因り運
轉動作する如く血なき清なき傀儡と撰ぶなく朝忙
夕忙解へるか如く夢みるか如く致々役々機械的の
人物のみならんには法規を活動するの機智もなく
心性を訓練するの徳性もなくは將た斯道に何等
の貢獻を拂ひつゝありや

眼を轉じて一般社會の風潮を察するに舊來の例格
を泯絶し云はゆる武士道なるものも殆んど湮滅し
新規の道德模型未だ成らず譬へば水輪已てに西天
に没して太陽未だ東山に登らず曉高の模糊たるが
如し此の際種々の科學様々の珍説上下を撓動し混
沌たる社會の渦中に捲引せられず嚴冬松柏の亭々
たるに傲ひ舊然社會改良の本舞を自任し卓出超然
宗教的活動を爲すも豈に愉快ならずとせんや
若し無宗教的ならんか海月の波浪に轉々漂流せる
が如く行動常識を欠き些末の事に舉措を失ない高

る一隅の涙は如何なるものも抵抗力を失ない自
個の過失を省悟し前非を悔恨せしむべし人ありて
云はん斯かることは教誨師の職務本領にして國家
は其が爲めに多大の財を散ずるに非ずや戒護は戒
護なり他の職務に立入るの職權外の事は無用なり
と反詰せらるゝもあるべし然り然り教誨師の職務
は感化歸善にあり去ればこそ常に個人の性情を視
察し適當の訓誨を與え人世の行路を指示し安心の
要法を授くるとを勵めつゝあるなり然れども常に
身戒護の職に方りて起居動作に注視せる吏員にし
て宗教を無視し迷惑顔する如き單に戒護さへ善く
せば能事畢れりと思へる舊牢番風の氣質を脱擺す
るに非れば折角の教誨も無効に歸せしむるの憾み
なしとせず恰かも醫師の病を診し適法の配劑を投
じ療養を加へんとするも家族看護等の診療を蔑視
し患者に藥を侑むるの親切莫らんか名醫良藥も其
の驗しなく病ひ益々増長し膏盲腹肺に入り遂に救
ふ可らざるの大患に陥らしむるの憾みな能はざ
るなり吾人動もすれば斯かる無茶苦茶頑冥者流の
壓迫を蒙むり教誨の効力を害せらるゝこと一再な

等教育を受けし人物輩すら實に謂ふを憚かる醜態
を演じ人世行路の常徑を逸し五里霧中に逡巡する
盲目者流の口吻には宗教は愚民の奉ずるものにし
て少し智識あるものは宗教なくも倫理道德は立派
に履行することを得て少しも狐疑不安の念あるな
しと半可通に澄し込み何か異變に遭遇すれば周章
理非を顛倒し平素の言行に不釣合なる處置を下し
て思はぬ不平を買ひ誹議を求め本性の無腸を暴露
し哀はれ威信を失墜し而して無闇失憾に規則を以
て威壓をせんと試みて最も最早心服を失ひぬるとき
は辛ふじて職責を曠廢せざるを得るのみ此輩曷ん
ぞ感化事業を完く遂行するの敏腕能力ありと認識
する程余輩無頓着なる能はず雅量は美德なるに感
化を犠牲に供してまで無腸漢を愛護寛容するに至
るの雅量を刺さざるなり故に云はんとす治癒の吏
員は必らず心中宗教的熱るが如き信仰ありて確固
不動の精神と勇往邁進の氣魄を蘊蓄し機宜に應じ
寬嚴の度を認らず公正不偏の鐵槌を下せば弊惡の
頑冥も破るべく執拗の累習も摧くべし人は感情の
動物と云ふ然り感情なる哉感情なる哉慈愛より溢

らざるも氣短神弱畏りに憤慨を漏らし愚痴を溢す
の無益たるを知るも日一日と積み累ぬるときは一
年は一年より弊害を助長し積羽舟を没す些少なる
ことも改めざるに於ては竟に斯道の荒廢に關し進
歩の妨害を除かざれば自然邦家の不利たることを
思へば豈に等閑に付し去るの香氣あらんや

○東京便

病室に假臥しつゝ

別 天 生

三伏熾くが如き炎日に身を曝らして警衛の任を完
ふしつゝある諸君の一層の苦熱は思ひ遣られて、
我々は此等の僚友諸君の前に對しては今日此頃の
暑熱浸き難し杯啣つべき資格を持たず候、併し此
等の勞苦多き職務を採る者は身体の健康の容るす
あれば此勞苦の中に一種の樂趣ありて餘人の見る
が如き勞苦を感ぜざるを常とす、暑中に際し最も
苦熱を感じる者は心に餘裕のあるべき閑散の人に
して職業に精勵なる人は毫も苦熱を感ぜざるの違

なし、此種の閑散なる人に對して避暑の方法は敢て遠く山麓海濱に身を寄するに及ばず近く之を身邊に求め一定の職務を採るに在り、職務に勵精なれば心之に奪はれ苦熱を覺ふるの餘裕だになし、之に反して悠々閑々日を送るの輩に對しては天罰として一層の苦熱を與ふ、現に予の如きは如何なる天罰を被むりてにや、此炎熱に搗て、加へて病熱のあるありて空しく病床に呻吟しつゝあるの苦しみ一通りならず、醫は堅く流動物の外喉を容るゝを許さず、饑ゆるも無味乾燥なる牛乳ソツブ鶏卵を以て一時の口腹を充たすに過ぎず、熱ある時は病床に横はつて睡眠を貪り以て病苦を忘れむとを圖るも熱の引退したるとき病間に任せ書を讀み筆探らむと欲するも僅にして氣餒を神疲る、偶々同僚の暑休を得んとするに際し予の爲めに之を阻止せらるゝ氣の毒の外なしと雖も予また如何とも爲す能はず、到底本年の夏は此病苦の爲めに苦しまざるを得ざるべしと思はれ候

病間黒岩源香氏の天人論を讀む、近時寂寥たる我思想界に向つて此種の著書を見る寔に多謝せずん

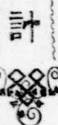
らず、慈善の名を聞かば先づ以て眉に唾すべきなり、神戶には由來乞丐偷兒の輩極めて多し、坪井典獄は近時其主管せる元兵庫分監を以て幼年監に充て専ら矯正教育を努むる所あらむとすと謂ふ、斯道の爲め喜ぶべき至りなり、知らず本省の幼年監として目せられつゝありし岩國唐津分監の如き當局者今果して何等の經營をか企畫せられつゝありし

ばあらず、殊に人間の向上主義なること努力するは人間の天職なること等を説くの所説頗る巧妙を極む、靈魂の不滅を説ては我なる者は千万年前の先祖より之を承繼して子孫に貽す、肉體の我なる者死すと雖も精神の我なる者一層向上して子と爲り孫と爲つて存すとの意を明かにして我は所謂子孫の感化若くは一世の感化の爲に生まれたるものなる所以を懇々説明せり、言大に聽くべきものなくんばあらず、其人世論の如き道德篇の如き體かに大なる趣味を以て讀まるべきものとす、予は之を我同人諸士に推奨して一讀を希請せざるを得ず候

濃飛育兒院の事片山潜氏の主宰せる社會主義誌上に見ゆ、其眞偽は知る能はざるも慈善の名を籍りて私利を釣らむとするの惡會合不道德の結晶物たるが如し、世豈之に類するもの當に濃飛のみならず、慈善の主義を冠して名を爲すもの多くは貧書生より躍起して富數万を累ぬるの跡あるに顧みなば之も一種人生の弱點に喰込むの娼婦と同じき事ろ之に優りて卑むべき商賣たるを思はざる可かやと

當局者の企畫に依れば女監は八王子に於て開辦せらるべしと、分類監獄は斯の如くして斯く完整を告ぐるに至るべく今まで當局者の間に冷々看過せられたりし女囚問題も勢ひ着眼せざる可からざるに至るの時機到來したるを喜び申候

先は右短信まで申上度如斯御座候以上



○明治三十六年六月末日現在全國在監人員表

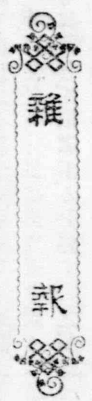
四 刑 事 被 告 人	三 十 六 年 六 月 末 日	三 十 六 年 五 月 末 日	三 十 五 年 六 月 末 日	前月ニ比較シ		前年ニ比較シ	
				増	減	増	減
合 計	五三、七七九	五三、一六六	五〇、九一〇	六一三	九五	二、八六九	一、一〇六
刑 事 被 告 人	七、一四三	七、二三八	八、二四九	二四	二〇	二〇	一七六
懲 罰 留 置 人	二三八	二一四	二一八	一四	三二	—	—
別 房 留 置 人	七〇七	七三九	八八三	—	—	—	—
乳 兒	一〇〇	九〇	一三三	一〇	—	—	—
合 計	六一、九六七	六一、四四七	六〇、三九三	五二〇	—	一、五七四	三三

明治三十六年六月末日現在全國囚人刑名別

刑名	本年六月末日現在		本年五月末日現在		前月ニ比較	
	男	女	男	女	増	減
無期	一、一九一	七三	一、二六四	一、一四八	一一六	
有期	三、三五三	三〇八	三、六六一	三、六四九	一一	
無期	三、五一六	五六〇	四、〇七六	四、一〇四	八	
有期	三、二八八	二九五	三、五八三	三、五七五		
無期	二、五五〇	三六	二、五八六	二、五七一	一五	
有期	六、〇五四	一七一	六、二二五	六、一五〇	七五	
無期	一〇、六五七	三八六	一一、〇四三	一〇、八七九	一六四	
有期	六、六六一	三〇三	六、九六四	六、五二一	四四三	
無期	一〇、二七七	七六八	一一、〇四五	一一、三五六	三二	
有期	七七二	九二	八六四	六三〇	二三四	
無期	三六、九七一	一、七五六	三八、七二七	三八、一〇七	六二〇	
有期	一	一	一	一	二	
無期	四三	一	四四	四二	二	
有期	七四	一九	七七	六四	一三	
無期	二五〇	一九	二六九	二九二	二三	

拘捕	拘留	合計
計	計	計
再犯以上	初犯以上	再犯以上
七八四	一、一五二	一、九三六
一、〇一八	二、二五	一、二四三
一九、二七九	一、〇三九	二〇、三一八
三、一二五	二、二一〇	五、三二九
五〇、五三〇	三、二四九	五三、七七九
八二七	一、二一八	九、四八五
一、二〇九	二、二五	三、四六四
二、四八九	二〇、九九九	二二、四八八
三、二一六	三、一六七	六、三八三
五三、一六六	四九〇	五三、六五六
六三	一三三	一九六
二六	七八	一〇四

備考 ×印は賭博犯懲罰なり



○東京市谷集鴨二監獄の拘禁囚分配

東京監獄には刑事被告人及違警罪拘留囚を収禁し八王子分監には女囚を收容して以て女監獄と爲し市谷には賭博囚及窃盜再犯以下の者幼年未丁年囚を収禁し爾餘の者は總へて集鴨に收容するとに此程決定せられたりと謂ふ、此方針にて本月より夫々拘禁分配を實行せられたりと謂へば一時は頗る難查を極めたりと

○課長の事務分掌に就て

課長は監督の名の下に別に一定の事務を掌らず唯課僚より提出したる必要書類に押印し之を典獄に進達するのみなりしが、斯くては實に監督の實を全ふる能はざるのみならず課長は所謂其課中の事務を最も多く取扱ひ力の迫はざるとき始めて之を課僚に委し殆んど課中總般の事務は一身を以て總へて之に當るべきものなれば其所管事務中主要部分例へば一課に在ては領置金貴重保管品等に関する事務三課に在ては作業製品受拂等に関する事務と謂ふが如き或一定の事務を取扱ふの心懸けあるべし、勿論課長は其事務を取扱ひたりとて決

して他の事務に注意するを要せずとの旨趣に非ざるは勿論、此等の事務を取扱ひたる上尙且總般課中主管の事項に注意監督すべく又時々監房工場等に臨むて作業の状況遇囚の方法等に就ても務めて自ら注意するの習慣を養成し之が意見あらは機に臨むて具申するの心懸肝要なり

○濫に囚人を調所に引卒するの習慣を除却すべし

囚人を訊問するの必要あるときは縦令簡單なる事項と雖も直に之を調所に引卒して取調ぶるの例なるも、寧ろ主任看守長は差支なき限りは直に監房工場等に落むて取調ぶるを要す、之が爲めには一々看守を附して引卒するの煩を省くを得るのみならず併せてまた看守長は囚情を知悉するの一斑たり得べし、勿論込入たる重要な事項に就ては調所に於て取調ふべきは必要なれども簡單なる訊問は必ずしも調所に引卒するに及はずとの趣旨なりと知るべし

○共犯名簿の記牒方に就て

共犯名簿の記牒方は各監多くは同一共犯者の姓名

らず此の際衣服頭髪靴等の身繕ひに至る迄注意すべきは勿論にして白かるべき夏衣の汚染點々たるが如きは不体裁のみならず如何に囚人に對し千言万語清潔を守れと言ふも此點に於て既に自ら破つて口のみ他を責むるの尤めを免かれまじ、白さものは一層白かれ、磨くべきものは常に光澤陸離たらしめ、頭髮鬚髯は梳理を怠たる勿れ



○福島地方部若松地方支部主任

明治四年以來前後二十有七年 福島監獄若松分監に職を奉りたる押丁成田傳太氏は年齢已に七十有餘に及び年來勇壯勤勉家の譽ありし同氏も近來兎角健康當ならざりしが爲め去る六月三十日遂に其職を辭せられたり氏は當監獄本分監職員中の最古参者たり固より才學あるにあらず雖も常に堅忍不拔の精神を恃し勤務は忠實正確にして毫も表裡の念なく終始一貫其職に従事せられたり而して拜命以來職務怠慢に因り罰鍰を受けたることなく又明治三十三年中偶々疾病に罹り九日間の引離をなしたるの外曾て勤務を欠きたることなし其熱心と勤勉とに對しては平素職員一同の感敬敬重する處たり故に今回退職せらるゝに當りては特に賞典金を下賜せられ尙當地方部長よりは監獄協會に對し慰勞金の贈與を申請せられ

を同一業に記牒するものゝ如し、斯くては索引上甚だ不便にして例へば渡邊金次郎の共犯者は何人なりやとを知らむと欲せば一々其の氏名を繰り出さざる可からず、加之該名簿作製の趣旨も斯の如き記牒方に依る可きものに非ざるは一見其の様式の上に於て明かなり、若し同一業に記名するものとせば共犯者の氏名番號の一欄は殆んど不用に屬すべし、共犯名簿は共犯者の氏名を繰り出すの方法として簡便を期すべきものなればイロハ別に記牒すること然るべけれ、且また往々共犯者の監房は轉々しあるにも拘はらず名簿の訂正を怠る向あるは該帳簿を利用せざるものにして寧ろ該簿に依りて監房を轉すべき性質のものなり、然るに監房簿のみ轉房し若く事實上轉房し帳簿の上に現はれざるが如きは帳簿の利用を計らざるの一證として目すべきなり

○看守點檢

看守の點檢は獨り戒護に従事する者のみならず事務看守も尙點檢を行ふべきことは兼て本紙にも記したるが、點檢に就ては獨り姿勢を矯むるのみならず

又當監獄本分監職員よりは氏が永年の勤勞を表彰せんが爲め影功の文字を篆刻したる時辰一個を贈呈したり蓋し其経歴と勤勞とは爾來實績に連環描載せられつゝある彼の大橋某氏にも多く譲る所なるべき其略歴及當監職員より贈る左の如し
成田君今同病弱静養の爲め其職を辭せらるゝ君の経歴たる明治四年已に我監獄に職を奉ぜられ其後明治九年故ありて一旦退職せられたるも尙明治十三年更に就職爾來今日に至る其勤勞前後二十有七年君は實に我監獄現職員の第一先驅者たり然り而して君が其職務に當らるゝや終始一日の如く常に忠實と熱誠とを以てし齡已に七十有餘壯者も尙及ばざるの勇あり君の如きは獨り我監獄の爲めのみならず汎く斯道職員一般の鑑範たるべきものと信ず故に茲に本分監職員一同相圖り聊か君が多年の功勞を表彰せんが爲め銀製時辰一個を贈呈す乞ふ幸に役意のある所を諒し之を紀念として叱留あらんとす
明治三十六年七月廿日 福島監獄本分監職員總代 新井田 傳次郎

成田傳太殿 履歴書

福島縣北會津郡門田村大字 黑岩千八百七十一番地平民

成田傳太

明治四年八月十九日徒刑差圖方申付らる 文政十一年七月十七日生

明治六年九月三等獄丁申付らる
明治八年五月二等獄丁申付らる
明治九年二月依願職務差免さる
明治十三年十一月三等獄丁申付らる
明治十四年五月廿七日丁長以下被擯
明治十四年六月四日押丁申付らる日給貳拾錢給與
明治十五年十一月十五日給貳拾貳錢給與
明治十六年九月五日給貳拾五錢給與
明治廿八年三月三十一日給六圓六拾錢給與
明治廿八年十二月二十日職務勉勵に付金五拾錢賞與
明治廿九年十二月廿四日全上に付金八拾錢賞與
明治三十一年四月十五日給七圓給與
明治三十一年十二月十六日職務勉勵に付金貳圓四拾錢賞與
明治三十二年四月六日給八圓給與
明治三十二年十二月十八日職務勉勵に付金貳圓拾錢賞與
明治三十三年九月二十日全上に付金壹圓拾錢賞與
明治三十三年十月一日給九圓給與
明治三十四年六月廿四日給拾圓給與
明治三十四年十二月十九日職務勉勵に付金拾圓賞與
明治三十五年三月廿九日全上に付金壹圓賞與
明治三十五年十二月廿三日全上に付金七圓賞與
明治三十六年四月一日官制改正に依り擯
明治三十六年四月一日福島監獄押丁を命ず月俸拾圓給與
明治三十六年六月三十日職務勉勵に付金拾圓賞與

寄 書

○畑典獄の看守教養説に就て
自己の所信を述べて教を請ふ
井上三千三

の出来ない話して如何にも囚人は如此考を持て居るであらう併し
ながら是れは直接戒諭に當るものと然らざるに依て大に其觀察
を異にするものであると信ず典獄の目よりすれば或は然らん而れ
ども看守としては到底囚人の云ふが如き親切氣なる言葉は發する
とが出来ないのである若し少しにても甘い氣風を囚人に見せたな
らば直に失れに突入せらるゝ云ふ恐れがあるからである察する
に此の觀察は典獄觀察であつて誠に狭い假令は父親と母親とは其
子の感念に於て是れ大の差があるが母親は總へず其家庭の教育を
司どるが故に適當なる懲戒を加ふるともあるけれど父親は之を
直接にするとが少い會々母の怒に觸れ懲戒に遇ふに當て之を其父
に訴ふる場合に於て父は其善惡の何れにあるかを判定するに苦む
ともないさは云はれぬ是れ母の行爲に決して悪いのではない全く
觀察點の異なるから如此概して看守其人の振振りの悪いのではな
い即看守長以外に對しては二六時中囚人は直接するものでない稀
に面談を得るに過ぎざれば從て慣れたもなれば心安立と云ふ
ともない加ふるに是等の人の言動は少しも彼等に直接に痛苦を感ぜ
しむるものがないから一から十迄難有聞くと出来る之れに反して
看守の方は年中難有聞くとなく慣しもすれば心安立にもなる又
甘いたれもする様になる加ふるに其一言一行は彼等の身邊に痛苦
を與へない云ふとはない此痛苦を感ずる毎に恨むと云ふ念は自
然的に喚起せられ從て充分改悔を促すに足るべき程の言葉も處置
も快く之を受くるのをでないのである是れ全く人情の上より云ふ
も強ら無理なる説と云ふとができない監獄の何物たるかを知らない
看守の澤山あつた時代は最早數年前のことで今日の獄吏は決し

監獄協會雜誌第十六卷第六號訪問録に畑典獄の實行談を掲載せら
れ至極有益にして且面白く再三再四閱讀して大に得る處あると全
時に又聊か信ずる處あるが故に此の疑問に就て敢て教を請はんさ
するものである
看守の教養と云ふに就ては何人も御同感にして之れに就ては異
議を云ふものがない然れども其方針の一定せざるとは又明かであ
る教養の困難と其人を得ざるを云ふとは果して何れの理由に基く
か當局者或は是れを學理に或は是を實地に教養し又其人を得る
と云ふに付ては位置を高め特別の待遇をなし特別な扶助の法
を設けて以て之を得んとするも矢張り比較的其人に乏しいは是れ
我國進歩の程度より論ずるべきは監獄が一番進歩の鈍い原因であ
る然れども今日の監獄は先づ文明國の監獄たるに恥ぢない位に迄
進ではあるが未だ以て充分なりと云ふとは出来ないそこで私の考
へる處を以てするならば實行談に見ゆるが如く典獄井に看守長は
誠に親切たが看守に至ては之れに反し却て改悛を妨害せらるゝ云
々と囚人の談話を引用せられてあるが是等は全く私の服従する

てそんなものではない然しなから固より監獄改良の眞思は斷して
學理でもなければ又理屈からでもない果して然らば其改良の根柢
は何れにあるかと云ふに即ち熱心と云ふ一事があるのみである斯
く論ずれば學理に據らず理屈に據らずと云ふに至ては誠に暴論
の様に當るけれども普通程度の外に學問の必要を見出さない云
ふに過ぎない即監獄に於ける一定の學科として設けられてないの
を見て學理のみに據るべきものでない云ふとも證據立つると
出来る要するに法律規則の條文位が一ト通り解釋し得れば足
りものである若し之を解釋するとが出来ない位のものなれば看
守たるを得る資格がないのである然らば熱心は監獄を改良する
要具とせば此氣風を教養するものが尤も急務と云はなければならぬ
昔より學問及理屈のみを以て多くの人を統御したるものがあると
を聞かない過因上の秘訣とも稱すべきは實に驚くべき事である
自ら其中に存する云ふとが守り本尊である而して此の事は云ふ
に易く行ふに尤も難きものである即ち獄吏は献身的の仕事である
と云ふ所以に故に私の考を以て看守の教育の方針を何れに採るか
と云はしむるならば出来る限り聖賢の遺教を直捷戒諭に當て
應變の處置を採る先聖諸君の實行的行爲を以て材料とせられ其人
を得ると云ふ點に付ては能く困難事に堪ると云ふ思想と嚴格的の
ものでなく永遠の目的として之れに盡すと云ふ思想あるものを選
ばなければ是等より或は監獄改良の實効を奏する事が出来やせぬか
と考へるのである要するに看守の教養は學理に據らず實地に就て
之を爲すと云ふに外ならないのである即ち此一事敢て教を請ふ所
以であります

○『獄事漫言』に就て柴田錦川君に呈す

伊勢四日市 吐雲

本誌第十六卷第六號所載の獄事漫言中、監獄の教誨なる一項、余輩聊々首肯しがたきものあり。

(一)

「……眞宗は最も多数の信徒を有すれども多く近畿北陸に偏在せり、靜岡埼玉長野新潟に於ける禪宗、紀伊に於ける眞言宗、總房山梨に於ける日蓮宗の如き又眞宗に亞ぎ多数の信徒を有せり然るに全國監獄の教師の大部分を眞宗の僧侶より採用す、是れを無稽と謂はずして何かいばんや。」

之れ玉稿中の一節なり。

君は單に信徒の數量を率として然るの玉ふならんが、試みに愚拙せよ、華嚴密天と其の宗派は異にするも其の本源に遡戻せば唯一釋迦教にあらすや。何んぞ教理に於て寸毫の相違あらん、

譬へば釋迦は親なり、各宗派は其の兒なり……兄弟姉妹なり。その兄弟姉妹各々成長の後、弟、兄よりも資産豊かれば、兄は弟の助勢を得て事を新に企計する尤も可なり。之れ知らぬ他人の門に叩いて黃白の讒通を願はんより遙かに勝れるが故なり。

年代より云はゞ隨かに眞宗は弟なり妹なり、然れども眞宗は布教にて富資産に富饒なり、故に天華眞言乃至は禪の諸兄を捨て、君が所謂教師の大部分は眞宗の僧侶より採用する事となりたるを予が原より僧侶持論者にも非らず、又た全廢論者にも非らず、只だ利刺最終の目的を遂ぐるを得るならば教誨者は其の僧侶たるを其の儒者たるを問はざるものなり。

○教誨に就て

四日市 阪覺 郎

「何事のおほしますかば知られどもかたづけなさに涙こぼるゝ」、とは、こはこれ我國の歐人西行法師が、白茅土階の伊勢の太廟に詣て、直ちに心中の赤誠を披露し、敬神の熱情を捧げ奉りし千古の絶調であらう。

「不親皇居壯安天子尊。」とは即ち知る唐朝の詩客賈至王が、金殿玉樓の禁闥を拜して初めて尊王の觀念を惹起した滿腔の反響である。

兩々相對し來るを、一は精神的で一は物質的である。見るべし如何に大和民族が外觀よりも内容を尊ぶの傾向があつて、又た支那人種が如何に内容よりも外觀を重んずるの性癖を有するかな。

身江湖の外に在つて心を人天の間に遊ばしむる。世外の一寒僧にして、白茅土階の實業なる神籬の影に俯して泣て皇祖の神德を謝した者。竹の園生の列に連り、露を紫微の間に屯く一王族にして却つて是れ金殿玉樓の綺麗美やかなのを見るに非ざれば、仰て王氣の森嚴なるをすら察する能はざる者と、其差何ぞ翹だ天淵のみでないではないか。で支那人種の愚君は其念、外から催すので、大

り。もし教理に於て相違するものあらば何んぞ斯かる愚をなさんや。

(二)

「……僧侶輩は自己の意志の儘に自己が奉ずる宗教の教理を罪囚に向つて布教せんとする態度あり……」

君は盲人の大象を評するが如く其の一部を観察して以て其の全般に斷案を下さんとするものゝ如し蓋し誤れるなり。

其の尾のみを撫して象は細きものなり、其の耳葉のみを撫して象は薄きものなり。と言はゞ之れを知れる人の聞きて何んぞ首は

ん、また滑稽ならずせんや。

君の言の如き人も数多き教師の内なれば或は有る可し、然れども或は一小部分のみ。去るを其の二三に依つて直ちに全國教師に同一の斷案を下さんとするは餘りに早計の癡なり。また盲人評象の譏は免れざるべし。

(三)

「……殊に況んや深く信仰の偏固に陥れるものにおいて他を思む……冷んぞ蛇蝎の如し……」

自ら此の言を吐き居るにあらずや、さるを、

「……佛教の僧侶を全廢して之に易ふるに篤行誠實なる儒者或は教育者を以てするを適當とす……」

とは所謂ホコトンなるにあらずや。もし誠實なる儒者教育者ならば如何に己が信仰の偏固に陥れる者たりとも之を蛇蝎視せず……云ふの論鋒ならば、そは又た餘りに勝手なりと云ふ可し。

和民族の勤王は其志、内から發するのである。内から發する者は先天的で、外から催す者は後天的だし、後天的なる者は一旦にして之を導く事は易い、先天的なる者は一朝にして之を養ふ事が難いのである。

故に教誨は常に口から發出するのだ。

が先天的なる者の必らず養ひ能はぬのでは無い、難いのであるのだ。先天的病には先天的藥がある、後天的病には後天的藥がある。

頭痛の病者に頭痛を癒する藥を與へて治らぬと云ふ事は無からう。脚氣の病者に脚氣を癒する藥を與へて治らぬと云ふ事は無からう。脚氣病者に頭痛の藥を與へて治療せぬは至當な事なので、つまり與へた醫師の愚を示すのみであらう。

支那人種が導くには後天的教訓を施さば夫れて宜いのだが、大和民族にそれでは何んの効能も有るまぬ。

園園の内に呻吟する彼等、彼等も亦た大和民族である。皇居の壯なるを視るにあらずれば天子の尊さを知らざる種族には非ずして、何事のおほしますかば知られども、添けなさに涙を溢す其の類なのだ。

乳臭未だ離れざる予の言ふことではあるが、又た聊々參考となるで有らうかと、茲に貴重の上を汚したのである。

○看守部長を命ずるに學術試験を行ふ必要なる所以を論ず

在十勝 高 棕 生

夫廟廊の材は一本の枝に非る也。將校の功は一卒の略に非る也。船舶の航海を爲すや必ず機操火輪の功を假り。鴻浩の雲を凌ぐや必ず羽翹氣翼の用に由る。今方寸の心を運らし。上は以上官の意を承け下は以下班の指揮せん。其任固より重し。才能あり經驗あるの士にあらざるよりは。焉能く其任に耐ゆることを得ん邪。

現今社會の進歩發達と共に人材登用の道大に開け廣に荷も一藝一能を有するの士は其業務の需用に應じて各相當の職業を求め以て既修特獨の才能を發揮し實際に應用するに至れり。然るに獨り官界に在りては特別の者を除くの外普通通名な之を上にしては高等の官吏より之を下にしては一小吏に至るまで定期の試験を経由するにあらざるは。以て其職に就く能はざる也。是れ蓋し官界に入らんとする者又既に官界に在る者日夜汲々乎として實力の養成に奮勵し以て他日登第の榮を得んことを希望して止まざる所以なる歟。凡そ人材を收容し登用する方法一にして足らず。然れ共其之に纏綿する種々の弊害を遮斷し。以て最能く被登用者の才能を量り且つ其任務に耐ゆるや否を識認するの確實なる方法に至ては。蓋し試験的方法に過る者なかる可し。例令は物體の重量を知るには必ず權衡に依るを要する。其探一也人材を登用せんとする豈に試験に依らずして可ならんや。

被試験者發し候て以て看守其他の下位に他責するの責を有するは看守長の夫れと何ぞ異なる所あらんや。況や職務執行上時に看守長の代理を爲し其他陸東上般の職務を履行する機關とて干與すること寧ろ上級司獄官より多とする場合あるに於てや。然ば則ち看守部長の資格としては先づ獄事全般に精通せざる可らざるは勿論普通通の學識を有し且つ才氣汪洋不枝の見識ある者にあらざれば到底其職責を全ふし且つ幾日の下班を服せしむること能はざるは固より其所は余輩が看守部長を擔任するに先づ實務の成績を考査すると同時に學術試験を行ふ規定を設く可しと主張する所也。

惟ふに此を難する者の如きは唯だ徒に外形のみを賢見して而て未だ其内容を洞見せざる所謂皮相的觀察に外ならざる也。看守部長の職責たる者豈に難者の云ふが如き輕々たる者ならん邪。

然りと雖も斯道有識の人士は如何なる故に乎此の擧要なる問題を冷然として看過し當局者又何等の企畫あるを聞かざるは是れ余輩等の風に遠慮と思ふ所にてありき。蓋し部長を候補任用するに試験的方法を以てせざるは尙ほ可也。然れ共監獄に於ては不幸にして此如き規定の未だ具備せざるに因り動もすれば吏員の榮進の途を開填し爲に少壯有爲の人物をして往々將來に於ける青雲の希望を失せしめ遂に此を遂て彼に往かしむるの傾向あるが如き或は概して講學研鑽の風習を沮絶し爲に社會の進退と併行する能はざるが如き現象あるは實に監獄事業前途の爲め豈に慨嘆に勝ゆ可ん邪。嘗て聞く北海道警察部に於ては。大に時勢の趨向を察察し茲に鑑る所あり以て人材登用の道を開き其結果として即ち巡查奉職

是を以て最近監獄事業の百廢革進せらるゝに當り爲に吏員榮進の途も稍開くるの趣に向ひ。其結果としては即ち明治三十年七月六日內務省訓令第十四號を以て看守考試規程の發布ありたるが如き是也。茲に於てか當局者も又盡したりと言ふ可く務めたりと言ふ可し。蓋し爾後其規程の活用効能に至ては成績の良否を斷言する能はずと雖も。該法規程の精神上より觀察を下すべきは必ず將來の良吏なる可き看守を獎勵進擧し以て有爲の人物を輩出せしむるに足るは何人も疑を容れざる所。復た何ぞ余輩の敢て候んや。

然るに監獄吏員組織中に於て最も擧要の地位として將た中部の機關として職責の重且大なるは勿論。其職務執行上特に困難にして最も敏活なる手腕を要する看守部長を任命するに至ては何等の考試規程を制定發布せざるは是れ抑も如何なる所以や實に余輩の解する能はざる所也。然るに此重要な問題に就て難する者あり其言に曰く。凡そ看守と云ひ看守部長と云ふ等しく是れ看守にして唯夫れ看守部長は看守其他上官の指揮監督を受け以て看守以下職務の執行其他の要件を監督長若しくは監獄長其狀況を報告し上申せば足る者也。然ば部長の資格としては稍々獄事に通曉し且つ經驗ある者にして多少文字の讀み書きを爲し得れば則ち足る何ぞ特別の學藝を要せんや亦焉ぞ之を命ずるに學術試験を行ふ要あらんやと嗚呼是れ誤解の甚だしき者と云ふ可く社會一般の趨勢を知らざる者と謂はずんばある可らざる也。

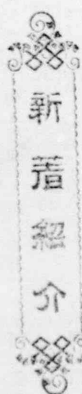
抑も監獄に於ける看守部長なる者は官に看守長の候補者たるのみならず。多數看守の上官又は模範として立ち向は其職務を以て看守の一舉一動を監督し時に或は嚴父となり或は教師となり提攜訓誨。滿二十年を経過し現在在職する者に對しては何等の條件を附せず一般に巡查部長登用試験に應ずるを得る規定なりと。然り余輩は固より其内容如何を察せず獨りに外觀の美を尙ふ者にあらざる難語で其規定を按ずるに人材を收容し且つ少壯有爲の人物をして其職務に望み望めしめ長く之に在らしむる最良法と云はずんばあらず余輩は記して茲に至るまで當局者に請ふ我が監獄に於ては斯の如き規定を設けられん。といふ者。夫れ試験に對する科目の如きに至ては現行看守考試試験の問題よりも稍々寛なる者を指定すれば足れりと信する也。

然るに亦之を難する者あり其言に曰く警察に於ては斯の如き登用法の設けある夫れ或は可也然れ共監獄は其職務の性質として警察よりは複雑多難なるが故に何人も之を諒み二三年間と云ふ短日月にては到底實務の概念をだに解得する者に非ず故に警察の規定に倣ひ以て直に監獄に適用せんとする如きは豈に無謀輕率の甚大しき者にあらざるやと。蓋し難者の言一理なきにあらず然れ共未だ誤想を免れず何となれば監獄の實務如何に至難なりとは云へ無能力者は未だ知らず苟も普通通の人格ある者二三年間其職務に従事して而して誰れか實務の要領を解得せざる者あらんや。若し夫れ萬一解得せざる者ありとせん乎其人物をして百年間其職に在らしむると雖も進歩もなく熟達もなきこと何ぞ僥倖と異ならん果して然らば難者の言の如きは恐らく未だ實際の根柢を穿し得ざる已面ならず其眼や唯だ高擲の内を知るに止まりて而して未だ其外を見ざる一種の忘説と謂はずんばある可らざる也。

夫れ監獄は裁判所警察署に比し總ての制度に對し其革進の程度に

於て著しく差異ある而已ならず動もすれば是れが爲め世人の嘲笑を受け而して威勢の甚だ揚らざる所以の現象あるは想ふに概して社會人士の未だ監獄事業の實質的趣味を知得せざると文官制の然らしむるに之れ由るならん然れ共全望を以て此を見れば其二原因の外に大原因あるを覺ゆ何ぞや曰く總て革進黨の後れを取るさ吏員進級の途未だ充分に開けざると且つ少壯有爲の人物を収容する能はざる則是也 遺憾何ぞ堪へん

今や監獄事業の百般革進せらるゝの秋。彼の修給を増し給與品を改良し其他種々の彼過を厚くするが如き固より此の劇職に従事し且つ奮勵せしむるの手段として可は則ち可なりと雖も是れ決して少壯有爲の人物をして永く此職に在らしめ將來の良吏を作る所以の道に非ざる也。要は唯だ適任の人物を得るに在る已而人物を得るに適あり即ち試験の方法に依るを以て正當の道と爲す天れ既に人を得ざる何と思ふて成らざらん何を爲し遂げざらん是れ全望が自分の賤劣を顧みず特に本問題を提唱し以て論議反覆する所以也



新著紹介

一歐米不良少年感化法 伊藤恩壽氏著 文明堂發行

本書は英國感化院の狀態を記せる一小冊子にして感化院法及其管理規則等を輯録したるものにして今少し其の内容組織に就て詳細に摸範感化院たるべきレッドホルの狀態を紹介したらむにはと思ふ節あれど兎に角參考すべき一書たるを失はず(別天生)

本號近角學士の『清澤滿之師及信念』の一篇は躍如として師の高潔なる人格と慘憺たる實驗と描き出す

政教時報

第百三十三號
八月八日

要目 教導難(紀平學士)龍樹菩薩の烏陀冠那王に與ふる書(松本博士)信心爲本(荻野學士)人生の弱點(百目木智雄)勞働組合の利害(池山榮吉)村上博士佛敎統一論第二編を讀む(本多文雄)

其他藤村操氏の書翰十數通を收む一讀悽然たり

●定價一冊金拾錢半ヶ年分六拾錢一ヶ年分金壹圓拾錢

東京市本郷區森川町一番地

發行所

大日本佛敎徒同盟會

發行人兼編輯人

印刷人

明治三十六年八月二十日

發行所 東京市麴町區飯田町五丁目卅二番地
印刷所 東京市麴町區內幸町一丁目五番地
磁村政富 磁村允貞 監獄協會 惠愛堂

